

令和4年第2回浅川町議会定例会

議事日程 (第4号)

令和4年3月9日(水曜日)午前9時開議

日程第 1 議案第15号 令和4年度浅川町一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
8番	須藤浩二君	9番	上野信直君
10番	角田勝君	11番	金成英起君
12番	水野秀一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	藤田浩司君
教育長	真田秀男君	総務課長	岡部真君
会計管理者	菊池三重子君	建設水道課長	生田目聡君
税務課長	我妻美幸君	住民課長	関根恵美子君
保健福祉課長	佐川建治君	農政商工課長	坂本克幸君
学校教育課長	高野喜寛君	社会教育課長	生田目源寿君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 八代敏彦 主 事 生方健人

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、建設水道課長より追加説明の申出がございますので、発言を許します。

建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 追加で説明を申し上げます。

3月7日月曜日の日程第13、議案第14号 令和3年度浅川町上水道事業会計補正予算（第2号）の質疑におきまして、10番議員よりご質問のありました水道管石綿セメント管の延長について、説明させていただきます。令和2年度末現在で、説明させていただきます。

石綿セメント管の延長は1万693メートルでございます。管の延長合計9万5,715メートルに対しては11.17%となっております。

なお、上水道事業会計移行時、平成19年4月1日現在と比較いたしますと、17%から11.17%ということで4,826メートルほど布設替えを行ったということでございます。

以上でございます。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、議案第15号 令和4年度浅川町一般会計予算を議題とします。

審議の方法であります。歳入については款ごとに質疑を行い、歳出は款の項ごとに質疑を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

それでは、歳入については款ごとに質疑を行い、歳出は款の項ごとに質疑を行うことといたします。

初めに、歳入について質疑を行います。

1款町税について、10ページから11ページ。

9番、上野信直君。

第1款。

○9番（上野信直君） 4点伺います。

まず、10ページの住民税。

令和3年度の95%を見込んだという説明でしたけれども、令和3年度よりも増えているのではないのでしょうか。ちょっと説明が誤っているのかなというふうに思いますが、伺いたいと思います。

それから、同じく町民税。

これ、増が見込める理由というのは何なのか伺いたいと思います。

3点目として、町民税の徴収率というのは何%で見ているのか伺います。

4点目として、固定資産税が減となる要因について伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

まず、個人町民税につきましては、前年度実績ベースでの算定をしております、12月現在の調定額の所得割額を基本に95%で算定をいたしました。結果的に、前年度当初の比較で372万4,000円の増額となりました。

昨年の12月補正におきましても、当初予算より1,400万円の増額補正を計上させていただきましたが、実績ベースでの比較をすると、令和3年度は前年度と比較すると約1,000万円の減少となっている状況です。

それから、昨年当初では新型コロナウイルスによる影響として90%で見込んでの計上でしたが、年度途中に当初予算より増額となったことから、新年度は95%の見込みで算定したところでございます。

また、総務省が昨年の年度末に令和4年度の地方税収の見込みとして作成した令和4年度地方税及び地方譲与税収入見込額の資料によりますと、個人町民税の所得割は103.4%の伸びを見込んでいるようですが、浅川町においては極端な増額は見込めないことを勘案しまして、実績ベースを基に調定額の95%としての見込みで算定したところでございます。

均等割につきましては、令和2年度と同じく3,050人掛ける3,500円として算定したところです。

徴収率につきましては、その所得割額と均等割額を合計しまして、徴収率の98%、この98%の率は過去5年間の平均で98%として算出したところです。

それから、法人町民税につきましても、昨年12月の実績ベースでの算定としたところです。法人税割額の新型コロナウイルスによる影響としまして、こちらも95%を見込んで算定しました。個人町民税同様、総務省が令和4年度の地方税収の見込みとして作成しました資料も参考にしておりますが、そこでは企業の業績回復などを反映し、令和2年度以来2年ぶりの増収となるとされており、法人均等割で106.2%、法人税割では174.9%となっておりますが、浅川町としてはまだコロナの影響があるとの見込みから、昨年度90%としておりましたところを、個人町民税と同様の95%として算定したところです。徴収率は過去平均ですと99%となるところですが、昨年同様の98%と見込んだところです。

それから、固定資産税が減となる要因ですが、固定資産税のほうは土地、家屋、償却資産でそれぞれ算定したところです。

土地については、宅地の下落修正による減として97.2%が見込まれるものです。

家屋につきましては、令和3年度が評価替えの年となり、昨年当初で経年減として10%の減を乗じての算出

をしましたが、令和4年度は、特に大きな増減はないものと見込んでおります。

新築家屋につきましては、30軒ほどございましたが、令和2年度より4軒の増となりまして、多少増が見込めるものと思っております。

償却資産については昨年同様、新型コロナウイルスの影響により、大幅な設備投資の増は見込めないものとして増加分より減価償却分のほうが多いと見込んでおります。

それから、該当される事業所さんにつきまして、復興特区の課税免除が令和3年3月31日の取得資産までが該当となりますことから、駆け込みにて資産を取得する事業所も見込んでおります。課税免除額で1,100万円の減の見込みとしております。令和4年度の既存分で500万円の課税免除見込み、新規で600万円の課税免除を想定しておりますが、償却資産の申告期間が今年の1月30日までであることと、なおかつ課税免除の取得資産が3月31日までの分となりますことから、予算編成時点におきましては、あくまでも見込みという形となっておりますが、減の要因としては償却資産が主なものによるものと見込んでおります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私は、この町税の件が、今9番議員からもありましたけれども、こういうコロナの状況の中で、この増になるというのは今いろいろ話を聞きますと去年の実績あるいは途中での修正、こういう点でやっぱり増加が見込まれるということが明らかになったので、法人町民税についても95%、個人町民税でも若干増えるというふうな状況だということですが、実際そのコロナで、引き続き業績が上向かない、あるいは商店なんかでは物が売れない、食堂なんかではお客さんが少ないという状況の中でこのような増加がやっぱり見込まれるのでしょうか。これは課長に言っても、課長は前年の実施度、決算の状況とか様々な要件を今、言ったようなことで増えるんだということなんですけれども、昨日の株価なんかを見てもずっと下がりっぱなしですね。こういう状況の中で、いったい法人町民税含めて個人町民税など所得が増えるのかというふうに疑問を単純には思うんですけれども、その辺は今後の景気の動向ということで難しいと思うんですけれども、実績の数字に基づいてやればこうなんだと、こういうことなんだと思うんですが、実際はどうなんでしょうか。これからの見込みですね、特に、ロシアのああいう状況が出てきたというふうなことを考えれば、その辺をどう見込んで途中修正なんかにならないのか、その辺、まさに概要を、大まかに見てどういうふうに推移を考えているのかという点を町長にお尋ねしたいと思うんです。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 4月からは、私は明るい見通しだと思っております。特に、本町については様々な事業をやっていきたいと思っております。

それによって、町民が活動して今までの利益が上がるように、何とかやっていくようにお話などしていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「そうだね、実績だよな」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） パーセンテージを使っていますから、基礎のところは町税、間違いはないんだと思うんで

すが、そのパーセンテージが妥当かというのが多分、同僚議員からも出ていることだと思うんですね。ということは、令和3年度の分が、令和4年度分のこの予算計上になりますよね。ということは、本当にその90%なり、95%なりの比率が保てるかどうかというのが、その辺の見方なんですよ。ということは、令和3年度における町の収入が増えるから町民税も増える。それから、一般サラリーマンであれば給料が上がったから町民税も増える、住民税も増えるということになると思うんですが、今の説明で言うと基礎のところの計算はそれとおりに思うんですけども、今10番議員さんが言ったように、そのところが本当にその町としてこのぐらいの、逆に増えるという形ので、方向性として間違っているかどうかというのが1つあるかと思いますが、そこだけはちょっとお含みいただいて、考えていただきたいなというところがあります。

私も固定資産税が下がる、償却資産でも多分、設備投資もそんなにしていないから下がるのが分かるんです。それから、土地の下落をしているからこれも下がる、新規の建物がそんなに建たなかったよという形の中では、多分、固定資産税が下がるとこれ妥当だと思うんですよ。ということは、逆に、法人税だとか法人町民税は、事業者は支援を去年あたり受けていますよね、相当数。売上げが下がったから支援を受けています、片側では支援を受けていながら町税が増えるというは、ちょっと私ロジックとしては成り立たないんじゃないのという感覚非常に持っています。その辺、きちんと計算されて、この数字になったということであれば、我々その計算の元となる細かいところを知りませんので、分からないところありますけれども、方向性としてちょっと違うんじゃないのという感覚は非常に持っています。その辺をちょっと改めて内部で計算し直してもらってやっていただければなというふうに思っています。支援しているんだということ忘れないでいただきたいんですよ、事業主さんに。売上げが下がっているから支援しているんですよ。いろんな支援をしているんですよ。それなのに税収だけ上がるということはちょっと考えられないという感覚は持っています。

以上です。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） 個人町民税に関しましては、相対的に給与所得の割合が大きく占めておりまして、令和2年度と3年度と比較しても増加傾向にありますことから、今回も増と見込んだわけでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番よろしいですか。

次にありませんか。

[発言する声なし]

○議長（水野秀一君） 次に、2款地方譲与税について、ページ11ページ、地方譲与税について。

[発言する声なし]

○議長（水野秀一君） 次に、3款利子割交付金、11ページについて。

[発言する声なし]

○議長（水野秀一君） 次に、4款配当割交付金について、12ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 12款があるでしょ。

[「まだまだ12ページ」の声あり]

○10番（角田 勝君） 12ページだっけか。そうか、勘違いして。勘違いしました。

○議長（水野秀一君） 次に、4款配当割交付金について、12ページ。

〔発言する声なし〕

○議長（水野秀一君） 次に、5款株式等譲渡所得割交付金について、12ページについて。

〔発言する声なし〕

○議長（水野秀一君） 次に、6款法人事業税交付金について、同じく12ページ。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 法人事業税が、令和4年度、326万円ほど上がっています。何かこれは変化であったのでしょうか。お尋ねします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 地方譲与税から各種交付金につきましては、過去1年分の実績等から今回見込んでおります。法人事業税は、県税の法人事業税の一部を事業員数に応じて各町村に配当されるものですが、今回、その変化点についてはちょっと分かりませんが、実績によりこのような見込みとしたところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 変わっていますよね、令和3年度と令和4年度。7.7%の法人税に掛けて、それで各事業所で割っていますよね。その割っている比率が変わっているんじゃないですか。分かりませんか。

過渡期で令和3年度と令和4年度変わっていますよね、案分方法が。単純に従業員数で変わったということで増えているのであれば、浅川の従業員数が増えたということですか。ではないと思うんですよ。比率が変わったから、案分方法が変わったから、変わっているんじゃないでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） ちょっと手元に資料ありませんので、後ほど答弁したいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） やはり私思うんですけども、国から県から交付されるもの、それは決めるのは県であり国であり、もうそれに対しての金額は絶対だと思うんですよ。じゃ、326万円なり何なりが増えたり、逆に減ったりしたとき、何で増えるのか何で減るのかぐらいはきちんとつかんでおかないと、今後の指針として間違うんじゃないでしょうか。じゃ、5年のときとやってることが絶対じゃないですよ、県だって国だって。間違いはあるんですよ、いろんなところで。多分、町税、我々の税金だって、細かく計算したり何かすれば間違いはあるんでしょう、その時々で。ただし、こういう増減があった場合に、その内容はどうなんだということ、きっちり裏で計算しておかなかったら、正しい予算計上にならないし、特に、浅川町の総予算三十三億円だという形の中でやるんだったら、その金額の確定というのはきちんとしておかなかったら、配分の今度は歳出のほうにも影響してくるということになると思いますので、ぜひとも変化点があった場合には、なぜ変化したのかなということだけは、ちょっとつかんでいただきたいなと私は思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、7款地方消費税交付金について、同じく12ページ。

〔発言する声なし〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款ゴルフ場利用税交付金について、12ページ。

〔発言する声なし〕

○議長（水野秀一君） 次に、9款環境性能割交付金について、13ページ。

〔発言する声なし〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款自動車取得税交付金について、13ページ。

〔発言する声なし〕

○議長（水野秀一君） 次に、11款地方特例交付金について、13ページ。

〔発言する声なし〕

○議長（水野秀一君） 次に、12款地方交付税について、13ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ただいま4番議員からもありましたけれども、この地方交付税、これ町の収入の大半を占めるんですけれども、今年度の、前年度から比べると、多くなっているというのは各補助事業の実施とか様々な要件があると思うんですけれども、端的に見て、この地方交付税のいわゆる算出基礎というんですか、交付基礎、こういうものが今年度新たに変わっていないのか。このコロナの状況なんかもありますけれども、そういう新しいのも含めてどのように変わっているのかなとこういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

まず、普通交付税でございますが、令和3年度からは変更点というか新たなところでは、地域のデジタル社会推進関係が新たに加わり、算定されております。令和4年度も、引き続き算定と新しく令和3年度から増加したものでございます。

それで、コロナ関係で言いますと、市町村というか、浅川町が直接関係はありませんが、保健所の人員体制の強化というところがあるようでございます。

以上のところが大きく変わっているような状況です。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、コロナについては、今、総務課長の話で保健所関係はいろいろ対策が強化されるという、これは国の国政の中でも大きな問題になっておりますね。国立の病院や保健所をまるっきり減らしたりね、病院を減らしたりということで今、医療の崩壊につながっているという指摘もあるんですけれども、それは分かりました。

しかし、町として、コロナ関係で様々な交付金も、もちろんコロナのワクチンの接種なんかについても来ていると思うんですが、その点はこれからも変わるわけでありましてけれども、恒常的にいわゆるこのような感染症、インフルエンザなんかも含めて、そういうものへの恒久的な交付税、あるいは特別交付税というよ

うなそういうものは創設されてはいないんですか、この中には。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 交付税関係で言いますと、令和3年度、今回の補正予算でも交付税が追加計上されております。それにつきましては、国の補正予算の関係で、コロナ関係での経済対策の一環という大きい意味では追加というところはございますが、コロナの個別に対しては、各々別な地方創生臨時交付金等が、予防接種等、別な手当で対応されているものと理解しております。

以上です。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 地方交付税、今年度増になったのは、国勢調査でもっと減るだろうと予想していたのがそれほど減らなかったの、増になったということでした。

国勢調査で減った人口は何人で、それに地方交付税がどのくらい減ったのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 前の交付税の中で説明、全員協議会等で説明しました。

令和3年度当初予算と令和4年度の当初予算の普通交付税の比較において、令和3年度の当初予算のときには、令和3年度から令和2年度に実施した国勢調査の人口が反映されるため、令和3年度は厳しめに当初予算を計上したというところのことを説明申し上げます。

まず、令和2年度の交付税算定では人口につきましては、平成27年時点の人口です。その時点の人口が6,577人でございます。令和2年度の確定額につきましては、14億400万円でございます。

令和3年度が、令和2年度の国勢調査が反映されまして、速報値の数字6,041人でございます。

これにて令和3年度の、まず経済対策前の確定額でございますが、合計で15億4,700万円でございます。

ですので、人口が減ってはおりますが、結果的に普通交付税、臨時財政対策債も含めた合計額でいきますと、令和2年度よりも増えている状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、人口が500人余り減ったんだけど、地方交付税は増えたという状況があつて、人口が増えても減っても交付税が増えたり減ったりするんであつて、単純に人口が減れば減る、交付税が減る、人口が増えれば交付税が増える。こういう関係ではないということなんですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 交付税の算定に当たりましては、基礎数値となるもののうち、やはり人口というのが大きな要素でございます。ただ、一挙に単年度で人口が減った場合に、その分すぐ減額されるということではなくて、段階的に減らすとかという措置もございますので、そういったことから急激な変更はないものと理解しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 説明聞いてもちょっとよく分からないんですけども、人口と地方交付税の関係について、専門家、これ副町長のほうが専門だと思いますので、できれば副町長のほうから、総務課長には悪いんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） では、お答えいたします。

ちょっと技術的な話にもなってしまうのですが、交付税の算定におきましては、2つの要素、基準財政需要額と基準財政収入額という言葉があります。

需要、浅川町では幾らぐらいお金が必要かというのが需要額として計算されていきます。それは主に、先ほど課長からあったように、人口を用いている計算式が多くあります。ただ、人口だけでなく、やはり面積とか小・中学校とか消防とか、そういったいろいろな要素が複雑に絡み合って基準財政需要額というのは積み上がります。その上で、このぐらいお金が必要だというふうな額が確定した上で、浅川町では基準財政収入額として町税など先ほども議論ありましたが、幾ら自前で用意できますかというのが算定されます。それで、大体の団体はその基準に対して需要額に対して税金では賄いきれないためにその差額分を地方交付税ということで交付を受けているわけでありまして、説明、理解が難しいところがあるんですけども、つまり先ほど申し上げた人口だけでいろいろな数値が動くわけではなくて、今ほど申し上げた大きくは基準財政需要額、これは主に人口を掛け合わせる人が多いんですけども、出したものと、先ほど申し上げた収入、自前で調達できるものの差分ということで、そこが大きければ多く交付税が入りますし、そこが、その差が小さければ交付税が少なくなる。このような制度になっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

次に、13款交通安全対策特別交付金について。

[発言する声なし]

○議長（水野秀一君） 次に、14款分担金及び負担金について。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 中ほどにある、うつくしま、ふくしま。相互人事交流事業負担金、この事業について、県と町とのこの人事の交流をやって活性化を図るのが狙いだと思うんですけども、具体的にはどういう形でこれなされるのか、そしてその町村によってはいろいろ特徴なり、あるいはこういうことで、ぜひ交流で県から派遣してほしいというような希望なんかも出ているのか。各町村の特徴なんかも踏まえて、どういう形でなされるのか、その辺の状況を内容を説明願いたい。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） うつくしま、ふくしま。相互人事交流事業でございますが、こちらは、県のほうで平成10年からこういう制度をつくっております。地方分権の進展に伴って、県と市町村の新たなパートナーシップの構築に向けて相互理解と連携の強化及び職員の資質の向上を図るという目的で創設されてございます。

町としましては、今回要望でございますけれども、県のほうからは町のほうへ来ていただく受入れとして、新たに設置します企画商工等の関係を要望というか、お願いをしているところでございます。

浅川町からの派遣につきましては、現在調整中ではありますので、今のところ確定ではございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、町としては新しく企画調整を設けるということで、その企画調整、いわゆる町のこれからの芯の中に含めて、町はやっぱりどのような町として、今後発展させるのかというそういう企画調整、企画の起案からそれぞれの問題について、できるだけ熟達したそういう職員を希望すると、こういうふうに要望したんだということでありますが、県はそれらに基づいてやるというふうなそういう確約をしているわけですか。端的に、一定の職業を配置して町からも1人県のほうに職員の資質向上というんですかね、そういうのも含めて交流するということになるのか、その辺もう少し具体的に企画調整のそういうものに、ぜひ頑張ってもらいたいという要望なんだということなんですけれども、その辺もう少し砕いてご説明をいただければと思うんですが、どうでしょう。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、もし県の職員が来ていただけるならば、新たな発想、そしてまた県のノウハウを生かした、町に今あるものあるいは、これから新しいものを探していただいて、何とか商工会とともに町の発展を、町の活性化を願っております、大いに期待しているところであります。

○10番（角田 勝君） はい、分かりました。いいでしょう。

○議長（水野秀一君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 14款2項2目民生費負担金、2節あさかわこども園負担金、これゼロから2歳児の負担金だと思いますが、人数等お教えいただきたいと思っております。積算基礎の人数ですね。

それと、あと4目の幼稚園広域利用市町村負担金、これ該当者何人受け入れているかお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

まず、保育料のほうなんですけど、ゼロ歳児が6名、99万8,400円、1歳児が23名、398万8,800円、2歳児が20名、353万2,800円の合計49名、852万円として算定しているところでございます。あわせて、延長保育ということで10件ほど、3,000円として見込んでおまして、合計852万3,000円の積算としているところでございます。こちらのほうも、所得等によりまして変わってきますので、概算の見込みという形になっております。

それから2点目なんですけど、広域利用の市町村ということで、こちらのほう65万5,000円のほう計上しておりますが、こちらのほうは棚倉町からということで4歳児と5歳児の2名分、こちらのほうの負担という形で予算を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今さらなんですけれども、消防費の負担金、これはどういう理由で浅川町に入ってくるのか。それから、去年から倍増した理由について伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 須賀川広域消防の負担金162万5,000円でございますが、浅川町が加入しております須賀川地方広域消防組合一部事務組合の事業につきまして、いろいろな設備投資をするときに起債を行います。それが、一旦、一部事務組合ではなく須賀川市のほうに算入されます。その算入された交付税相当額につきまして、各市町村ごとに配分されるということでございます。増額の理由でございますが、石川消防署の庁舎の建設工事が平成29年、30年、令和元年と実施されておまして、それに係る起債の償還分、そちらのほうの交付税措置があることから、それが償還廃止されたことにより交付税のほうが須賀川市のほうに、一旦入りまして、それが各市町村に配分されるというところで、今回は増額になったというところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、15款使用料及び手数料について、14ページから16ページまで。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 4点伺いたいと思います。

15ページの農林水産使用料に関してですが、これは何件で、使用形態はどのようなものなのか伺いたいと思います。

2点目、定住促進住宅使用料に関してなんですけれども、昨年お聞きしました災害時のための部屋の確保について、これは検討したいということでしたが、どういうふうになったのか伺いたいと思います。

同じく、定住促進住宅使用料前年度比280万円減の理由について伺いたいと思います。

それから4点目としてですね、定住促進住宅はみのわ団地と呼ぶ。定住・移住促進住宅は滝ノ台団地と呼ぶというふうに条例にはなっております。ところが、この予算書等、いろいろな場面でそういうふうには呼ばれなくて、定住促進住宅とか定住・移住促進住宅とか紛らわしい表現で表記されております。これは条例に基づいて、きちんとみのわ団地、滝ノ台団地、こういうふうに表記すべきではないかというふうに思うんですけれども、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

まず、農林水産使用料につきましては、農道、水路敷の使用料となっております。こちら令和3年度の現在までの実績で、15件ほどございます。使用形態のほうは事業目的による農道や水路等の専用ということになります。どういうことかといいますと、電柱や電話柱、電線、あとは工事の際に道路、占用する等の事業目的での占用となっております。令和2年度までは、個人の水路をまたいだ出入口や道路、農道を横断した水路等の占用料もいただいておりますが、令和3年度よりそれらの生活上必要なものはいただかないということ取り決めたので、事業目的の占用のみとなっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

2点目の土木使用料、定住促進住宅において、災害時のための部屋の確保についてですけれども、防災担当課と協議した結果、みのわ団地のほうの1階に2戸ほど確保してございます。その内、1戸は現在使用中でございます。

また、高齢者等の場合も想定しまして、1階ということで確保をしております。

以上でございます。

それから、3点目につきましては、定住促進住宅使用料の前年度比250万円減額の理由でございますけれども、予算算定時の基礎としている収入が12月分の調定分、1月に予算策定しますので、直近の12月分の調定、これを基に算定してございます。その際の入居戸数が64戸、令和2年度の12月、令和3年度の12月には55戸に減ったことが大きな要因であると思っております。

4点目につきましては、定住促進住宅はみのわ団地、定住・移住促進住宅は滝ノ台団地と、条例上は、条例の中で明記されております。現在は、条例名、条例の名前そのものを使用して表記しているというような状況でございます。

歳出の、96、97ページに8款の土木費、5項住宅費、2目、3目というところに名称がありまして、そちらの名称に合わせまして、充当先が分かるようにという考え方で表記はしております。ただし、各条例内で団地名が規定されており、それぞれその条例の中には各1つの団地のみとなっておりますので、直接その団地名をこの予算書の中で表示しても問題はないかなというふうに思っておりますので、普通の公営住宅については町営住宅ということで、第2団地とか第3団地とか第4団地とかいっぱいあるものですから、町営住宅管理費ということで挙げておりますけれども、おただしのあったこの2つに関しては、それぞれ1つの団地ずつしかございませんので、直接その名前を表示しても問題はないのかなというふうに思っております。ですので、歳入については、みのわ団地使用料、滝ノ台団地使用料、歳出については、みのわ団地管理費、滝ノ台団地管理費などの名称へ変更を検討、内部で全体的な表示の考え方なども確認した上で、名称の変更も検討したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点目の災害時のための部屋の確保は1階部分で、2戸確保してあると。みのわ団地ですね。これはすぐに住めるように備品なんかもきちんと整えてあるということによろしいでしょうか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） みのわ団地の部屋につきましては、基本的に入居者が準備するものというものもありまして、そちらについては入居者のほうで準備していただくというような形になっております。また、電気、ガス、水道につきましては、建設水道課のほうで開栓すればすぐに使えるという状況ですけれども、電気それからガスにつきましては、安全性のこともありますので、入居者本人が申込みをして開栓ですね、それでガス漏れがないかななどの確認を行った後、入居となりますので、1日2日程度かかるような状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町長にお聞きしたいと思うんですけども、水害で今住めなくなった、あるいは火災で家が焼失してしまったという方が、このみのわ団地に避難をするわけですが、そのときに必要なものは自分で整えてください、準備してくださいと言うんですか。被災者に対して。

それで、入居するまでに、電気やガスの安全を確保して点検したいので、二、三日待ってくださいと言うんですか。被災者に。そんなのは現実的な話じゃないですよ。それが、直ちに避難して生活できるような体制を取るようきちんと検討してやっていただきたいというふうに思うんですけども、いかかでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 火災とか水害で、みのわ団地に入ったのは私は3件、ここ最近では3件だと思っております。

また、里白石の方は一昨年ですか、火災でみのわ団地に来ておりますが、そのときは次の日に、たしか入ったと思っております。ただ、風呂はなかったと思いますが、大変喜んでいただいたと思っております。

あと、もう1人は水害で、月斎陣場の方と滝輪の方がいますけれども、これもそれなりのことは対応はしておりましたが、やはり不便があったのは承知しております。今、そういうことのないように様々な検討をしておるところです。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 質問の趣旨から外れて、私は、経過をお聞きしたんじゃないくて、そういう災害が発生したときに、被災者がすぐにそこに避難して生活できるような準備を整えるべきではないですかという質問をしたんですが、それに対してきちんとお答えをいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 被災した方が本当にスムーズに住めるように、今後、担当課と様々に対応していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 次、ありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） みのわ団地の件でお尋ねいたします。

住宅使用料でもあるので、住宅全般ですね。未済入額をお知らせいただきたい。その中で、こちらの過年度分の歳入が金額が上がっておりますが、実際に、去年どのぐらいの金額が未済入額で収納となったのか。それもお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

予算の算定上の未納額ですけども、公営住宅使用料につきましては576万2,800円でございます。その10%ということで、予算上は計上いたしております。

それから、定住促進住宅使用料の過年度分、こちらが未納額になります。算定上でございます、145万6,500円の10%の収納で予算計上しております。

それから、定住・移住促進住宅使用料につきましては、過年度分の未納はございません。

それから、実際の収入でございますけれども、令和2年度決算で申し上げますと、住宅使用料の過年度分で110%ほどの収入となっております。

それから、定住促進住宅使用料ですと27.2%、それから定住・移住促進住宅につきましては100%といえますか、未納なしということです。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 住宅使用料に関して、576万2,000円の中の10%が見込まれるだろうと。ということは、毎年同じ推移、結局入っている人が同じ人が滞納しているという意味合いのかなと私は理解したんですけれども。

あと、先ほど9番議員が言いましたけれども、定住促進住宅と言われると滝ノ台の定住・移住促進住宅とごっちゃになっちゃうんで、みのわ団地と言わせていただきますが、みのわ団地の住宅使用料と145万円の未収入額があると。その中で、今年は14万5,000円は入ってくるだろうという考えで算出したと。

あと、1つ答弁もらったんですけれども、みのわ団地の駐車場代の未納の件です。

毎年、私当初予算で言っているんですけれども、団地の方から不公平だという声が上がっております。駐車所を借りずに、進入路のところに、あたかも暗黙の了解で決まったように、毎日同じ人が同じところに止めると。来客で来た人が停めていると、そこでもめごとが起こるという不届きな方が我が物顔で使っていると。当たり前前に駐車場代を払っている方から、かなり不平が出ております。毎年言っているんです、これね。それをやはり改善してもらいたい。あそこの共同というか進入路ですか、あそこに止めている車を何とかしてあげないと、今後駐車場代を払っている人から払わないよという可能性も、これ私毎年言っているんですね。特に、反対側の道路挟んだところに駐車場を借りている人は、そこまで行くのが嫌だということで、数台が勤労者体育館側の駐車場に停めているという方もいるそうです。ですから、公平な駐車場代を取るのであれば、公平をやはりちゃんと保つということを努力していただきたいんですが、その点お願いします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 答弁漏れ申し訳ございませんでした。

みのわ団地の駐車場使用料につきましては、9万9,000円の10%ということで、予算計上しております。

また、違法駐車の問題でございますけれども、みのわ団地の入り口の道路につきましては町道になっておりまして、一応、道路交通法の規定もあることから、警察のほうに過去に相談しております。駐車禁止の取締りをさせていただきたいということでお願いしてまいりまして、それに伴って駐車禁止の取締りをするに当たって外側線がきちんと引かれていないと取締りができないということで、いろいろな取り締まる基準があるようです。そういったことで、外側線のほう引いて対応しているところでございます。引き続き、警察とか相談しながら、また注意喚起をして、そういったことのないように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） ありがとうございます。

それと、先ほども言いましたが、勤労者体育館側の駐車場の利用に関しても、注意を図るべきだと思うんですね。かなりの台数、夜、止まっております。しかも、みのわ団地側のところに止まっておりますので、その辺も含めて、夜間の施錠をするなり何なりして、逆に使えなくするとかしないと、そこももう道路に駄目ならばと言って、勤体側の駐車場に行く可能性もありますので、その辺も含めてしっかり管理していただければと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に頭の痛い問題です。これ、本当に人間性を疑われるんですけども、どっちにしてもいろんな町では対応はしております。当然、警察に行ったり、いろいろなことはやっております。やはり、止めるなどと言っても間違いなく止めています。ただ、夜は今、そんなにないとは思っていますが、やはりあの駄目なものは駄目、そして駐車場を支払っていただきたいと思っておりますが、いかんせん、なかなか実行していただけないのが問題であります。今後様々な厳しい対処をしていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） みのわ団地の駐車場の管理につきましては、町道部分のみならず、みのわ団地の駐車場内での違法な駐車や、それから付近の施設への迷惑な駐車などについても、行われぬよう十分に注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 勤労体育センター側の駐車場側の件に関しましては、以前より無断駐車のほうされておりました。その都度、文書等で注意喚起のほう、こちらは別な施設なので止めないでくださいということで、お知らせはしておりました。

今現在、駐車場のほう一部周辺企業さんの工場の建て替えによります駐車場の減のため、一部駐車場のほう、使用料を取った上で貸し出しております。その件もありまして、貸したエリア部分に団地の方が止められるとお金を払っているのに止められないということもありますので、現在は施錠するということは共同福祉施設、体育館共、夜の使用等もありますので、施錠等はちょっと難しいかとは思いますが、今現在はコーンポストとバー等で夜は閉めているという形になっております。今後も、無断駐車等ありました際には、引き続き文書等で注意をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、16款国庫支出金について、17ページから20ページまで。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 民生費国庫負担金で、社会福祉法人等による利用者負担額軽減事業負担金、これは一体何なのか伺いたいと思います。

それから、同じページの衛生費国庫負担金で医師分とお聞きしましたが、これ何日分あるいは何時間分なのか伺いたいと思います。

また、70ページにこの支出の部分が出ているわけなんですけれども、支出との差額が50万円あります。これワクチン接種に関して医師負担の分に、町の負担があるということなのかどうか伺いたいと思います。

それから18ページ、教育費国庫負担金で、子どものための教育・保育給付交付金というのは、これは何なのか伺いたいと思います。

それから、やはり18ページで、マイナポイント事業費補助金、これに関してなんです、町民の方から何回も送られてきていて勧誘がしつこいと。これ、マイナンバーカードもらわないと駄目なのかと不安になると、こういう声もあります。補助金がある以上、これは町としてやらなければならないというものなのでしょうか。伺いたい。また、これ税金の無駄使いじゃないかというふうにも思うんですけども、どうでしょう。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

まず、1件目の社会福祉法人等による利用者負担額軽減事業負担金ということなんですけれども、この制度が社会福祉法人等が行うサービスを利用している方のうち、所得が低くて、特に生活が困難な方の利用者負担が減免されるものです。利用者が、本人支払う介護保険サービスの1割の自己負担のうち、4分の1が減額の対象となります。こちらの対象が若干厳しくなっておりまして、年間の収入額が単身世帯で150万円以下であること、あと預貯金額が単身だと350万円以下であること、あと日常生活に供する資産がないこと、あと負担能力のある親族等に扶養されていないこと、あと介護保険料を滞納していないことなどのこの条件がございまして、この条件に該当する方のみ、その1割負担、社会福祉法人が行うサービスを使っている人の中で1割の自己負担のうち、4分の1が減額になるというものです。この社会福祉法人が4分の1減額した部分を、2分の1分を町で補助するという制度になっております。

次に、2点目のワクチン接種の人数ですけれども、こちらは医師接種分として3,000人分見込んでおります。それに、休日加算等時間外加算も含めて1,302万5,000円の予算となっております。

それで、70ページの医師委託料との50万円との差があるのではないかという点なんですけれども、こちらは先ほど言った1,302万5,000円プラス50万円ということで、この50万円のほうは次の16款2項3目衛生費国庫補助金のほうの50万円を70ページの医師委託料の中に組み込んで入れております。その理由は、こちらは50万円分は医療機関が連れてくる看護師の加算分となっております。それを50万円分見込んでおります。この補助金の性質上、医師の部分だけこちらの16款1項2目から出しているため、それ以外は16款2項3目を出しているため、50万円の支出のほうで差が出ております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） それでは、3点目についてお答えいたします。

子供のための教育・保育給付費交付金ということで、24万6,000円計上してございます。こちらのほうにつきましては、歳出で申し上げますと104ページ、10款1項2目19節扶助費の中で、子育てのための施設等利用給付費ということで66万8,000円を計上してございます。こちらのほうが、町外の私立の幼稚園に通う園児に対する町が負担する経費になってございます。具体的に申し上げますと、白河市の私立幼稚園3歳児1名が利用している分の負担金として、66万8,000円を支出のほうで計上しております。その係る経費66万8,000円に対する負担金のうち、73.8%の2分の1を国庫補助ということで、24万6,000円、国庫補助として交付されるとということで24万6,000円を計上しているところでございます。そのほかに、補助金といたしまして、県費として

4分の1、それから26.2%のうちの4分の1の県費として8万7,000円ということで、それぞれ16款1項3目1節の24万6,000円、それから県費として17款1項2目の12万3,000円、それから17款2項7目、こちらのほうで8万7,000円ということで、トータルしますと45万6,000円を収入として計上されるというような内訳になってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） それでは、4点目につきましてお答えいたします。

まず、何回も送られてきてしつこいということでしたが、こちらは国の機関が後期高齢者の方に対しまして送付しております、マイナンバーカードを作りませんかという交付申請書だと思われまして、町のほうとしましては、広報紙、それから回覧等ではお知らせしておりますが、個人宛には送っておりませんので、そのような申請書、QRコード付きのマイナンバーカード未取得者に対してのQRコード付きの申請書かと思われまして、こちらにつきましては、もらわないと駄目なのかという不安があるということですが、強制ではございませんので、町としてはマイナンバーカードにつきましては、顔写真付きの身分証明書にもなりますし、今、保険証として利用できる医療機関等も増えてきておりますので、推進はしておりますが強制ではありませんので、所持や利用のメリット等により申し込んでもらえればと考えております。

また、マイナポイント事業の補助金についてですが、こちらはそのマイナンバーカード持っている方のマイナポイント申込み支援に関する支援を行っております。こちらは、総務省、デジタル庁、厚生労働省が連携して行っている事業ですが、窓口ではそのマイナンバーカード交付のときにマイナポイントの事業の説明を行いまして、町民の方にメリットがございますので、申込みの支援や保険証の利用の説明、それから申込みの支援を保険証として利用できるように設定して支援を行っているところであります。もちろん、ご自分でもアプリとかで申込みすることもできますが、どうしても高齢者の方はなかなかできないということがありますので、窓口ではカードリーダーとか端末を置いて支援を行っているところであります。

こちらの事業費の補助金は、そちらの窓口業務担当しております任用職員さん1名分、それから、端末カードリーダーの購入費を見込んでおります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） おおむね分かりました。

4点目なんですけれども、各家庭、いろんな家庭に送られている封書での申請書、あれは町が送っているのではないということなんです。分かりました。

それで、一生懸命仕事してもらっていて、こういうのもなんですけれども、やはり町の広報なんかを見ても、かなりのスペースを毎回割いてあれを載せていて、私はあまりにもやり過ぎじゃないかなと。国の方針がそういう方針なのでやらざるを得ないということかもしれませんが、やはり、町民の方からは保険証2枚も要らないと。印鑑証明書も取れるようなものを万が一落としたら大変だと、どういうふうにも悪用されるか分からないと。そういう不安もあって、なかなか欲しいというふうにはならないんだと思うんですね。そういうところも踏まえて、やはりもうちょっとPRについては考えていただきたいなというふうに思うので

すけれども、町長いかがでしょう。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町民の方が迷惑かかっているのであれば、今後担当課と相談していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、17款県支出金について、20ページから24ページまで。
10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今17款なんですわね。

○議長（水野秀一君） 17款。

○10番（角田 勝君） 私、その前の16款の、19ページの国庫支出金のことと通告して終わりますので、お伺いしたいと思うんですけれども。

1つは、農林水産業費国庫補助金の1節の再生加速化交付金（帰還環境整備事業）という項目があります。428万2,000円ですけれども、これはどういうものとして入ってくるのでありますか。

その点が1つと、そして同じく関係ありますので、すぐ下の経営体育成促進換地等調整事業補助金62万5,000円。これは、あらゆるもの、いわゆる整備事業のための準備としてのそういう換地等の補助、そういうものとして申請をして入ってくることになる、そういうものだというところに伺ったんですが、この荒屋郷のいわゆる圃場整備、圃場整備と言っていいのかどうかまだわかりませんが、整備事業については、その内容はどういうふうになっておるんですか。その62万5,000円は補助金として出て、そして荒屋郷の設計の換地等のあれについては25万円だと思いましたがけれども、別な項目で取っておるんですわね。

荒屋郷の事業は、今のところどういう形で進んでいるのか、どういう事業としてやろうとしているのか、どういうふうに進んでいるのか。その内容についてもお伺いしたいと思うわけでありまして。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

まず、16款2項4目1節の再生加速化交付金のほうにつきましては、予算書の歳出の81ページのほうをご覧ください。

81ページのほうの6款1項3目農業振興費の給料等、こちら共同福祉施設の中に設置しております放射能測定室に関わる経費となっております。例えば、給料、会計年度任用職員の給料やその他事務費、消耗品や通信運搬費等、あと測定機器の構成等の委託料、それらに充当されております。

2点目の経営体育成促進換地等調整事業補助金につきましては、こちら今年度、県のほうで採択いただきました荒屋郷地区の圃場整備に関するものでございます。来年度より、県のほうで圃場整備についての調査のほうが始まります。それと同時に、町のほうでも、歳出の83ページのほうに記載ございます、6款1項6目農地費、12節委託料の中で、経営体育成促進換地等調整事業委託料として100万円のほう計上してございます。こちら、県の調査に合わせて町のほうでも調査をやってほしいということで、県のほうから指示がありまして、調査委託料として100万円取ってくれと。国庫支出金のほうでは62万5,000円のほう予算計上してくださいよと。この後に出てきます県支出金のほうでも、県分の負担としましてその100万円に対して25万円の補助金のほう

がございます。こちらどういったものかといいますと、圃場整備に伴いまして、地区内の、今現在の農地の利用状況や関係する農家の意向等を調査して、計画を策定するための換地設計基準を作成するものと伺っております。現在の対象地域の受益者ですが、受益者は49戸、面積のほうは18.7ヘクタールとなっております。調査のほう来年度より始まりますので、今年度は採択されて、来年度に向けての予算の計上というところまで進んでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、荒屋郷の問題、その内容が表明されましたけれども、これはもう国県としての補助等で済む、ここになるというのがもうはっきりしたと。ですから、49戸の18.7ヘクタール、これに向かって準備をしていくということで100万円、今年の支出から出す、予算から出すということではありますが、対応としてどういう形になるんですか。例えば、いわゆる今までやってきたような30アール、あるいは1町歩ですか。そういう圃場の整備をして農道とか、用排水路の整備とか、それを一体として、あの荒屋郷地区をやっていくと、こういうことですか。その中で、いわゆる反対者というんですかね。どうしても私は入ることはできないというような、そういう方はいらっしゃらないのか、いないのか。その辺はどうなんでありましようか、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 圃場整備のほうにつきましては、来年度、県のほうの調査のほう行いまして、1年目は採択されておりますので、1年目は間違いなく調査のほうは入るといふふうに聞いております。

反対者という話ですが、確かにいろいろな方がいますので、反対するような方もいたように聞いております。ただ、対象の面積18.7ヘクタールの分につきましては、反対者等は全て抜かして全員同意をしているということで、地元のほうから話のほうは聞いております。その全員の同意ということで県のほうに申請をしまして採択いただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ぜひ、地元からの要望に応えると同時に、どうしてもやっぱりやむを得ないような様々な状況で反対をせざるを得ないというような人も含んで、それらの人の説得やあるいはその人が、例えばそのほかの土地で交換というんですか、交換をしてそっちのほうに行くというようなことで、了解してもらような、そういう最善の努力をしてほしいなと思うんです。そうでないと、整備地区の中に1区画が整備しないでそのまま残ってしまうような、こういうものにつながるのではないかと心配するんですけれども、そうすると、今年そういう準備をして、来年度は実施事業に入って単年度で終わらせるというそういうものにすぐなるんですか。

その辺はどうなんでしょようか。お伺いします。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 令和4年度に調査の1年目として入ります。

調査は、最低でも2年はかかりますので、次の年度まで調査のほうは続くと思われまます。

ただ、県のほうから県の予算もありますので、1年目来令和4年ですか、やることは決定しておりますが、その後続けて次の年度にすぐ、2年目の調査に入れるかどうかということは約束できないということで、県のほうから話はいただいております。

今回の採択時期も多いものでして、予算の配分等もあって、何とも次の年度のことは約束できないということで県のほうからは言われております。

以上です。

○10番（角田 勝君） やむを得ずのけてほしいというような方については、どのような対応をしていくんですか。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） その地区内、対象となる地区内で、今現在、反対したという方はございません。全て同意をいただいて賛成した方の面積分だけで18.7ヘクタールということで、受領のほうは進んでおります。

今後、何らかの形でちょっとというような方も出てくるかと思いますが、地元の方たち、町のほうも入りまして、説得なり何なりして、うまく進むように進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

[発言する声なし]

○議長（水野秀一君） 次に、17款県支出金について、20ページから24ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 22ページの民生費県補助金、これはグループホームへの県からの補助金だということですが、グループホーム建設に町の負担は一切ないという理解でよろしいですね。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

こちら、議員お考えのとおり、グループホームの補助金で、県の補助金を町がもらって、その補助金をグループホームの建設事業所クローバーに交付するものでありまして、町の負担は一切ありません。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 今のグループホームの4,115万1,000円に鑑みてなんですが、もう既に県のほうで金額は確定したということは、あそこの町有地に建てるということで、もう全てが事業として県のほうに認められたということでよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

この金額に関しては、あくまでも概算というか、条件の敷居がありまして、条件を照らし合わせてマックスでこれを見ているということでありまして、実際は申請書を県に出してみても、この程度というのが減るのかと

いうのはちょっと分からないんですけども、その補助金の要綱上でマックス見れる金額がこの金額だということ、まだこれが決まったというわけではございません。

建設に関しては、おおむね以前総務課のほうとも土地の協議とかやっていますので、場所は大平病院跡地ということで、そこはほぼ決定している状況なので、そういう状況でこの補助金が申請して内示がいただければ恐らくこの間の全員協議会のときにもご説明したとおり、着工となる運びになりますので、そういう流れにこれからなってくるものだと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） そうしますと、あくまでもこの4,115万1,000円というのは見込みだと。まだその話は途中だよということ。

このグループホームの件で、この金額を出しているのは分かるんですけども、先ほど言いましたけれども、土地の問題はどうなんだ。使用料の中に、その土地の賃借料の予定されるものの金額というのは当然出ていませんよね。まだね、総務課長ね。出ていませんよね、それね。

〔「25ページに出ている」の声あり〕

○8番（須藤浩二君） その点もお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 旧大平病院跡地のところを予定ということで、打合せ等しておりました。その地代につきましては、25ページの18款1項1目土地建物貸付収入の説明欄のうち一番下、認知症対応型共同生活介護施設敷地料38万6,000円でございます。こちらにつきましては、近傍類似等の宅地の評価等から算出し、暫定ですが丸々1年分の金額を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私、最後のほうにお伺いしたいんですが、これもう話が進んでいますんで、クローバーのことについてお伺いしたいんです。というのは、今、私の後でと思った質問なんかの中に答弁の中にもあるんですけども、いわゆる4,000万円からそういう仲立ちを町がしたりして、クローバーが確実にここに来るということはもう決まったんですか、それとも仮契約なり一定の話合いが本当に詰まっていて、責任あるそういう答弁なり、説明なりがきちんとあって、確実なんだとこういうふうに言い切ることができるのかどうか、そのところをお伺いしたいんです。そして、どういう取決めというんですか、約束事がなされているのかということ、何となくクローバーでというような形で、私もその経営の実態なんかも分かりませんので、何とも言われませんが、やはり町民からは、来るというんだけれどもどうなんだと、いつ来るんだというようなそういう期待の声と同時にいぶかしがるそういう考え方もありますし、私も予算にも計上したんだから必ず来ますと、こういうふうには断言してきたんですけども、それは間違いないんですね。そのところの約束事、そういうものはどうなっておるのかということでもあります。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 相手は民間であります、きちんとした手続を踏んで、ちゃんときちんとした県の許可をもらわなければ、なかなか進まないと思います。それで今、いろんなことやっておりますので、来る方向というあれですけれども、そういう方向で今、様々な手続をしておりますので、もう少しお待ちください。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） グループホーム建設の件につきましては、先の全員協議会の資料の中にお渡ししているかと思えます。

現在、新年度になりましてから、県のほうの補助金申請という段階になるものと理解しておりますので、それが1つの事業確定の目安になるのかなというところはさせていただきます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、県の申請で許可が出なければもちろん駄目なわけで、そのためにクローバーも町も、それぞれ力を合わせて準備をしているという段階なんだというんですけれども、そのところはそういう状況であって、決して県とか国そういうものの許可が出ればすぐにでも始まるという、そういうものとしてクローバーと町は詰めている、取り決めているというような仮契約みたいなのを結んでいないんだけれども、そういう方向で進んでいるんだということで、理解してよろしいんですか。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 土地の問題も大体整理つきまして、この補助金の手続も4月になったらすぐ行いたいと思っていますので、間違いなく建てられると思ってもらって大丈夫だと考えております。

以上です。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する声なし]

○議長（水野秀一君） ここで、10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18款財産収入について、25ページ。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 先ほど、クローバーの件でお聞きしたところの敷地使用料です。38万6,000円、1年分だということで、単に12で割ると、月3万2,000円という金額が出てまいります。計画予定事業の概要を見ますと、土地面積が999.78平方メートル、大体1,000平米となるんですが、算出に当たっては周りの状況を見て

計算をしたということですが、果たしてこの金額、月3万2,000円という金額は、私は安いのではないかなと思います、その辺の説明をお願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

この敷地料の算定に当たりましては、現在、町で定めております行政財産使用料の計算式を準用しております。そちらにつきましては、規模宅地類似地の評価額の3%、それを基準にするというところでありましたので、今回の評価は路線価上、平米当たり1万2,900円となっております。その3%で平米当たり387円というところになります。それに面積を加えました金額で、38万6,914円という計算となったところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 計算式のほう分かりました。あくまでも年額ということで算出ということですよ、当然ね。

それで、ちょっと先走った話をして申し訳ないんですが、クローバー側としては、賃借でやりたいという話で進んでいるようですが、私としては賃借でやるというのはリスクがあると思うんですが、そのリスクを回避するために土地の賃借に対して保証人というのは、町で当然求めるものだと思うんですが、町としてはどう考えているかお尋ねいたします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 今のところ、保証人までのことにつきましては考えてございません。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） ちょっと、町長も考えてください。

この1,000平米の土地を貸すのに当たって、保証人を設けないというのは、私すごい問題だと思います。当然、建物を建てるんですよ。建物を建てて、永久的に最後まで事業が終っても、きちっと整理をして更地にして返すという文言は、その要綱の中に入れると思うんですが、それが遂行されなかった場合、保証人という方がやる。これ民間であれば、当然の契約の仕方であると思うんですが、私は、最低でも私ね、この面積とか事業規模を考えれば、最低でも2人の賃借に対しての保証人を求めるべきと思いますが、町長の見解はいかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 保証人ではありますが、ふだんアパートとかそういうのは当然、保証人があると思います。今、総務課が先ほど申したように、保証人のことは考えていないということでありました。そういう今の事務のレベルでそういうお話をしておりますので、今後まだ正式に契約はしておりませんので、事務担当でいろんな面でやっていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） これが最後になるので、しっかりした契約、最終的にこういう言葉を使っていいのか分

からないけれども、尻を拭く人は誰なんだと。法人なんですから会社がはねてもそれを尻拭いしてくれる人がいるのかどうか。代表者が尻拭いするわけではないと思うんですよね。会社がはねれば一蓮托生、事業をやめた、経営が行き詰ったとなったときに、第三者できちっとそれを補えるだけの人間がこの事業に関して、賃貸に関して保証しますよという確約をもらわなければならないと、私は当然のことだと思っております。土地の問題、建てる建物を最終的に更地にするだけの金額までを算出して、それを補える人間をきちんと保証人として、1人では無理だと思います。2人連帯でもらえるような契約を、ぜひとも結んでいただきたい。それが、もし不可能であれば買い上げしてもらおうと。最初の段階からこの土地を買ってもらおうというような契約も1つではないかと思います。

あと、もう一つお願いしたいのは、今後進んでいくんだろうという建設に向かって、できれば議会のほうにも経過報告なり、いろいろ情報をいただければと思います。町長の答弁でいただければと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 一手に事務レベルで協議すると思います。そしてまた、今後の建設に当たっては、いろいろ当然、議会あるいは周りの町民の方々には説明しなければならないと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、質問ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 通告しておいた質問の中身は、大体わかりましたが、新たにちょっと疑問が出たんですけども、町の行政財産使用料の算定の決め方の中では、路線価を基にして賃料を決めるというふうになっているんですか。たしか、路線価というのは固定資産税の課税の基準になる金額で、実際の不動産鑑定士は評価した金額よりも安く設定されていたというふうに思います。実際の宅地の評価額を基準にして、賃料を決めるのではなくて、路線価で決めるというふうになっているんですか。その点を1点伺いたいと思います。

それから2点目ですけれども、保証人をつけてもらうというのは、これは8番議員さんのおっしゃったのは全くもつともだというふうに思います。一番心配なのは、賃料の滞納よりも会社が立ち行かなくなったときに建物を残されてしまうということだと思います。ですから、その部分の補償も含めた、撤去の補償も含めた個人の保証人というのを、普通はこういう場合だったら会社の代表者とか、そういう方になるんでしょうけれども、そういう方に相当する方になってもらうということは、これはぜひとも必要でないかというふうに思います。その点を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 路線価という言葉を使いましたが、基本的に近傍類似の宅地の評価額を基にしております。そこから、算定するような形となっております。

それから、その保証関係につきましては、先ほど町長答弁のとおりですが、再度ちょっとその辺につきましては、相手方との協議の中で進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目わかりました。路線価ではなくて、実際の宅地の評価額だということですね。

2点目、相手方との協議の中で、いろいろ決めていきたいということなんですけれども、相手方が、いや、それは困るというふうに言われたら、つけないということもあるわけなんですか、協議というのは。私はそういう立場ではなくて、町としては町民に迷惑をかけないようにこの事業でも、やはりきちんと個人の保証人をつけてもらおうと。これはぜひともやっていただきたいというふうに思うんですが、町長。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 事務担当のほう、そういうふうに持っていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

次に、19款寄附金について、25ページ。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） ふるさと応援寄附金についてお伺いします。

二、三日、10番議員さんから聞きましたばかりですけれども、送る側は返礼品を目的に寄付する、特に若い人は多いようでございます。ぜひ、この返礼品、今の形、自然薯とかあとは麺類、乾麺ですか、ずっとやっているんですけれども、浅川町には麓山高原豚をやっている方もいらっしゃいますし、あとじゅうねん油もやっていますよね。そういうような面では、ぜひ、この返礼品について再検討、この間質問の中では商工課等で検討してみるという話あったんですが、ぜひ、この返礼品について、もう一回見直しの方よろしくお願ひしたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

さきの一般質問の際の答弁でも触れましたとおり、ただいま返礼品を拡充すべく、商工会やJAと協議をしております。その品も応じていただいて拡充できるような方向に、今進んでおります。今、取りまとめ段階でありまして、お披露目は新年度になってくるかと思いますが、議員ご指摘のように、浅川町にはたくさんいいものがありますので、そういったものを返礼品として準備し、全国の方々、また浅川町から離れている方々に発信してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、20款繰入金について、26ページ。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 20款2項、財政調整基金繰入金1億6,000万円、これ、1番議員のほうの質問でさっき前にもあったんですが、歳出にこれ繰入れたことによって予算上は幾残るのか、これだけはお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

今議会で3月補正にも提案しておりますが、それを今回3月補正で5,000万円を積み立てます。それでの予算のベースの残高が8億3,000万円になります。今回、当初予算で1億6,000万円を繰り入れるということにな

りますと、6億7,000万円ということになります。

以上です。

○3番（会田哲男君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、20款繰入金について、26ページ。

すみません、次に、21款繰越金について、26ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、22款諸収入について、26ページから28ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 予算の説明の中でも説明があったんですが、地域福祉センターに係る費用を、今回1年分まとめて、そして町が払って、後でその7割だか3割を返してもらう。こういうことなんですけれども、何でこういうふうなことをするようになったんですか。再度、説明をお願いします。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

まず、福祉センターは町の建物であり、町が管理するものというのは認識のとおりなんですけれども、この中で需用費の消耗品費、燃料費、光熱水費の3つについては、実際に使用しています社協が7割負担、町が3割で負担というのは、これ従前からこの負担割合でやっていたものでして、その7対3をどうやって払っていたのかということになるんですけれども、毎月の請求書で大まかに7対3、何か月かは町で持って、あと残りは社協でというような形で分けて、請求書で分けて支出をしておったところです。

このやり方に関して、町の福祉センターの部分の監査のときに、アバウトで分けるのではなくて、きちんと分けるべきではないかご指摘があったもので、今年度からはその一度、町でこの消耗品費、燃料費、光熱水費の部分については、全て町のほうで一旦お支払いをして、年度お支払いが固まった段階でその7割分、きっちりとした7割分を社協のほうで払っていただいて、この22款5項4目雑入のほうで492万8,000円を入れてもらうという流れになりました。

この7対3というのが、長年この割合で、従前もこの7対3の3の部分で地域福祉センター費で、耗品費、燃料費、光熱水費を大体、計上していたわけなんですけれども、実際、請求書が来ると、どうしてもきっちりと7対3にはならない部分もありますので、今回、このような形での支払い方法を取ったということです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 地域福祉センターの監査でというのは、社会福祉協議会の監査でという……

〔「町の監査です」の声あり〕

○9番（上野信直君） 町の監査でですか。はい、分かりました。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 若干ニュアンスが違うので、私、議員ですけれど、監査委員の立場から言わせてもら

うと、今の説明全部、私の感覚と違うんですよ。私たちが言っているのはどういうことかということ、なぜ、この3つだけの科目を7対3にするのか。それから、7対3にした明確な理由。それから、それに対する覚書等は交わしていますかという話です、我々が言っているのは。

ということは、どういうことかということ、例えば、この歳出のところで話そうと思ったんですけども、60ページのあれを見ると、ほかに防犯カメラだとか、そういったもの電話機だとか、いろんなものが設置されていますよね。なぜこの3つだけ、消耗品費、燃料費、光熱水費ですか、これだけをピックアップして7対3にしている明確な理由というのはあるんでしょうか。我々が話しているのは、そこのところなんです。どうなんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） まず、なぜこの3つだけなのかということ、ほかは、一応ほかは町の建物であるという部分で、警備委託料であるとか、そういう部分は全て町で持つということにしました。

その覚書という部分なんですけれども、社協がどういった形でこの福祉センターを独占して使っているのかということなんですけれども、こちらは5年に1回、行政財産使用許可証を申請して5年間許可をしているというところですので、監査でそのような指摘があったものですから、今後はその負担割合の部分、今でいう7対3の部分はこの行政財産使用料許可証の中に明記したり、あと、この7対3の割分の部分についても、今は7対3ですけれども、見直しというのも検討していきたいなどは考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） ぜひ、そこを解決してもらわないと、結局社会福祉協議会理事長が町長さんですから、そういった意味も含めて、しっかりと覚書なり何なり等の手続は、ふだん以上に先ほど来からグループホームの保証人の話もありますけれども、そういったことも含めて持っている資料というのをきちっと持っておかないと、それでなおかつ今度の3件で歳出のところ、歳入のところ、話したくないんですが、防犯カメラ、今年から令和4年度から導入しましたと。じゃ、これは町の要望ですかという話もあるわけです。多分、総務課のほうから本当につけたいという話ではないかと私は思うんですけども、15万4,000円ほどかかっていますね。そういったものも含めて、どの案件をピックアップして7対3にするのか、7対3がどうなのかということもありますけれども、その辺も含めて一度社会福祉協議会と協議していただくようにしてもらえたらいいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 22款5項2目の弁償費ですか。東電の賠償金なんかここに入ってくるのですか。今日の新聞なんかを見ますと、浅川町は2,837万円を請求して、東電のほうに、2,520万円が支払済だと。支払率が88.8%、残金が317万円となっていましたけれども、これ石川管内はみんな100%なんです。この何で入ってこないか、この辺の理屈をひとつご説明願いたい。

それともう一つ、今ありました地域福祉センター費社会福祉協議会負担金、これ7対3、7割が社協負担ということで、慣例でやっているみたいなんですけれども、社協の財政面でも大変だと思います。かつ浅川町の老人

ですね。デイサービス等で毎年5,000人、6,000人の方を預かってやっているわけです。今後の社協の事業継続のためにということで、この7割というのを、ぜひ、ご検討いただいて、軽減する方向でご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

まず、弁償金、22款5項2目弁償金の1,000円につきましては、想定されるのはもちろん東京電力の賠償金でございます。現在、未納額が約300万円とあります。前の質問等でもお答えしておりますが、現在、交渉中でございます。大きいものと言いますと、当時の児童・生徒のプール利用に伴う送迎バスの利用料等が大きいところがございます。こちらにつきましては、今年度も2回ほど協議を行っておりまして、東電内部でもいろいろな判例等が積み重なり、こちらのほうにつきましても、現在、交渉中でありまして、最終的な段階で東電さんのほうで確認しておりまして、追加で支払われるものと今のところ思っているところでございます。なお、それ以外のものについても、引き続き交渉しているところではございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「7対3」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に前向きな質疑ありがとうございます。

当然、この社協は、デイサービスにしる訪問介護にしる介護にしる、高齢者にとってはなくてはならない社協であります。本当に売上げは確かにありません。

そういうこともありまして、今後、今の意見を前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） ぜひ、負担軽減できるだけできるように、社協で余りちゃって止めますからとなると大変なことから、町全体として。ぜひ、いい方向でご検討いただけることをお願いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町の負担が多くなると思いますが、前向きに検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今の3番議員と同じように賠償金のことは通告していたんですけども、今、私も言おうとしていたんですけども、今朝の新聞に石川郡は100%なんですよね、その賠償金もらっている。だけれども、浅川町だけが88.8%弱というふうなことで、浅川町だけが100%になっていないという、そういう数値が今朝出て、私、改めてこれ通告はしておいたんですけども、これどういうことなのかなといったら、今一番大きなのが、やっぱり子供たちがバスで、何か送迎することがあったんですね。山白石のほうに何かあったんだっけね。そういうことの経費が主なんだということを聞いておりますけれども、そうすると今、放射能の計測がやっているという人件費については、要求どおり続けてきているということで、その送迎費用が大

半なんだというんですけれども、そのほかにも何か細かいことでもられないんですか。

それから、社協についても同じような質問、私はしていましたので、今9番議員から4番議員、いろいろありましたので、その社協のことについては通告をしておりましたが、割愛します。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 賠償金の内容でございますが、現在行っている放射能測定の部分については、先ほど再生化加速化交付金等での対応ではございます。

現在、まだ賠償されてないもののうち、当時、堆肥関係を測定した経費等についても、まだ賠償になっていないところがございます。そちらのほうにつきましては、今年度、令和3年度においていろいろな再度証拠書類等確認しながら、今現在交渉しております。

それから、賠償されていないもののうち、そのほかには除染のために使うために購入しました軽自動車の購入費用1台分、こちらにつきましては、東電の交渉の中では、軽トラックにつきましては、汎用性が高いというところがあり、今現在、再度なかなか賠償応じては、今のところなっておりませんが、その辺については、今後また交渉したいと思います。

それから、保健センターさんのほうで、当時内部被曝に係る人件費等についても、現在交渉中でございます。人件費のほう賠償になるよう、交渉を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○10番（角田 勝君） 分かりました。ぜひ。

○議長（水野秀一君） そのほか、9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ちょっと今の答弁を聞いていて、ちょっと気になったところがあったんですけども、原発時のプールが使用できなくなったので、子供たちを屋根つきのプールに異動するためのバス代、これについて支払われるものと思っているというお答えがありました。そういう東電との交渉で、そういう方向に行っているんですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

令和3年度におきまして、繰り返しになりますが、東電さんのほうと協議を、交渉、打合せをしております。再度の不足書類、証拠書類等につきまして、できる限りの証拠書類等をそろえまして、再度交渉したところでございます。確定ではございませんが、そのような感触を得ているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 答弁よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 東電ってずるいんですよ。国もそうなんだけれども、今度の生業裁判を含む、今まで6つの補償が被害の実態に見合っていないという裁判がありまして、それが最高裁で確定しました。国の基準が低すぎると、こういう最高裁の判断です。ですから、私たち県中地域の原告は、増額した賠償額をもらえるこ

とになりました。皆さん誰でも裁判を起こせば、東電に対して東電からもらえると、こういう状況になったわけであります。最高裁の判断が確定しましたからね。そういう状況ですので、裁判所さえ東電とか、国の基準は低すぎると、こういうふうに厳しく指摘をしているわけでありますから、町としては、これらあって当たり前のものですからね。強く、きちんと払えという姿勢で臨んでいただきたい。これ強く言わないとごまかして払わないかもしれないですよ、東電は。そういう姿勢で臨んでいただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然いただけるものは、いただきたいと思っております。事務を通して、強く東電のほうに申し上げたいと思っております。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、23款町債について。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町債について2点伺います。

1点目です。総務債で、臨時財政対策債が大幅に減になりました。減になる理由とこれに代わる財源は来るのかどうか伺いたいと思います。

それから2点目。29ページ、教育債についてなんですけれども、中学校建設に関わる教育債で、この利率、それから借入先、返済の条件、こういうことについて伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

まず、1点目の臨時財政対策債でございますが、こちらにつきましては、先ほどの交付税との関連が深いものでございまして、まず、副町長が言いましたように、基準財政需要額から収入額を引いたもの、それが不足額になりますが、その一定額が臨時財政対策債というふうな形で、後年度、各自治体のほうで起債をしていただき交付税措置をしますので、分割払いで財源に充ててくださいというところでございます。ですので、今回減ったところにつきましては、逆に言いますと、交付税が多くなったという理屈でございますので、変わる財源というのは特にございませんが、交付税のほうで増えたものでございます。

それから、中学校建設事業債につきましては、現在のところ要望段階ではございますが、福島県が設置しております福島県市町村振興基金というところの資金を考えてございます。利率につきましては、基本的に財政融資資金と同様の利率でございまして、現在0.2%となっております。償還期間につきましては15年、2年据置きを含めまして15年以内の償還と市町村振興基金はそのような条件となっているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 臨時財政対策債とは、もともと国が地方交付税を交付するに当たって、財源が足りないので取りあえず借金してくれと、後で交付税で見ると、その分はと。こういう制度だったというふうに思います。地方交付税がきちんと払えるようにある意味なつたので、臨時財政対策債が減額になったと、こうい

うご説明でした。しかし、今の国の財政状況を見ると、本当に地方交付税の財源が十分確保できるようになって現金で渡せると、借金させなくて現金で渡せるようになったというふうには、なかなか思えないんですけども、それに何か特別な背景があるんですか。地方交付税の財源となる税を増やしたとかで。お願いします。

○議長（水野秀一君） 副町長、藤田浩司君

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

先ほどの町税の際にも、同じようなご指摘いただいております、コロナ禍において税収増についての疑義ということだと思います。

これについては、様々な要因があると思いますが、いわゆる国税など地方税なども伸びている、伸びるような傾向で国は推定しているというような前提があります。その上で、そういった、まず交付税からの仕組みからになってしまいますが、国税の一定割合がこの地方交付税の原資となるということになっておりますので、そのままに機械的に算出した額が地方交付税として、全国として用意されると。その中で、地方それぞれ先ほど申し上げたような計算式などによって、各市町村に交付されているわけでありまして、その増減があるという国の算定の下、市町村がその交付を受けるものですから、それに対応して臨時財政対策債、いわゆる財源不足分については、今、総務課長申し上げたように、交付税によって措置されるというような立てつけになっている状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、実際やってみて、思ったように地方税や国税が伸びないという状況になれば、これは9月に大体、本算定に地方交付税なると思うんですけども、そのときに地方交付税が減額になって臨時財政対策債が増えるというようなことも考えられるのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

大きな話になりますが、国においては、地方公共団体がその財政見通しを立てるために一般財源相当額の、地方が財源不足に陥らないか不安にならないように、この令和何年度だったかの額は交付することを維持するというような方針を立てております。ということから、地方といたしましては、それを見通しに立ってこのような予算を組んでいるわけでありまして、来るものと見ておりますし、もしそうでないのであれば、地方から声を上げていって、必要な財源、住民サービスの不都合がないように対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、地方交付税の問題も聞きました。この28ページの23款のいわゆる3節辺地対策事業債が2,520万円、これは本当に浅川町もこういうことで金を借りることができるんだというそういうものを、副町長が努力して確保したと、こういうものにつながっておるということは、あの路線にこの大半がつぎ込まれると、非常にうれしい限りであります。これは、私の希望でありますけれども、副町長も服務にすると2年間で県に戻ってというような話も聞いておまして、ぜひ浅川町に2年間いろいろ公に役立ってきました副町長が県庁に戻って、ぜひともこれから小さな浅川町を振興するために、その立場の中でひとつご尽力をいただ

きたいというふうに希望するものでありますが、その点ひとつ副町長よろしくお願ひしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） まず、お答えいたします。

人事については、まだ発言すべきではないと考えておりますが、私も今、副町長という立場でこの場におりまして、もちろん任期がありますので、いずれかは離れることも想定されます。ご指摘のように、縁あってこの浅川町に参りまして、このポジションを務めさせていただいておりますので、今後の私の人生であったり、一個人としての人生においても、このご縁を大事にしてお付き合いさせていただきたいとは考えております。

以上です。

○10番（角田 勝君） よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、歳出に入ります。

質疑を行います。

1款1項議会費について、30ページから31ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款1項総務管理費について、32ページから41ページ。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 38ページです。2款1項8目地域おこし協力隊2人分の給料が計上されております。

この地域おこし協力隊募集は、以前からやっていますけれども、ここ2年間ぐらいは採用者がいなかったと思いますね。この採用者がいないその原因、これはどのように把握されているのでしょうか。また、募集して、応募した方がいたんでしょうか、いなかったんでしょうか。その辺もお聞きします。

それから、その募集方法ですね。これ町のホームページに載っておりますけれども、もうちょっと工夫した方法、マンネリではないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

まずは、応募の状況でございますが、今年度に入りまして1件問合せがございましたが、ちょっとお聞きしたところ、都市部の方、3大住所要件がありますが、そちらのほうの要件に入っていないということで該当にならなかった経過がございます。

それで、まずは現在のところ、ホームページ等での発信、募集するところではありますが、そういったところPR的に弱いところがあったのかなと思いますので、今後につきましては、また別なネット上、ホームページ上でも別なサイトにタイアップしながらやっていくとか、SNS等につきましても発信してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、兼子長一君。

○2番(兼子長一君) いろいろ工夫されて募集をしても、なかなかいわゆるマッチングしないということですね。こういう地域おこし協力隊にやりたいという人、これいろんな採用条件ありますけれども、そういう人というのは地方に来て、その地域活性化そういったものでお手伝いをして、そこで二、三年そういう活動をして、そしていずれその地域に移住をして、仕事を起こして、そしていきたいなというそういう志を持っている方がこういう地域おこし協力隊になる方なんです。そういうことを踏まえての募集をしないと、応募する人はいないですよ。近隣の埴町、矢祭町では、何人もの方が活動されていると。なぜそういうふうには浅川はいないのかなと、私なりにいろいろ考えました。募集する方法もそうなんですけれども、町のホームページ、去年の3月下旬に出しましたね。それを見ると、会計年度任用職員を募集すると同じようなレイアウト、募集要項を載せているだけですよ。花見のPRをお手伝いください、移動販売車のお手伝いをしてください、特産品の開発をやりませう、そういうの載っていますよね。それだけでは、やはり応募する人はいないと思うんです。なので、例えば、その私以前から言っている新規就農者のいろんな支援策はこういうふうにありますよとか、あるいは新しい仕事を興すためには浅川町ではこういう支援策がありますよと。そういうものも併せて、そのホームページに載せないと、なかなか応募する人はいないんじゃないかなと思います。そういう点からも、工夫をしていただきたいと思います。

もう一回質問したいんですけど、この募集に当たって、町のホームページに載せたただけなんですかね。例えば、移住・定住を仲立ちする、ふるさと回帰センターという組織がございますよね。NPO法人ですか。そういったところにも浅川町のそういう募集のものを載せてください、紹介していただきたいということもやったんでしょうかね。あるいは、ふるさと納税をしていただいた方にそういう通知、周知をしたんでしょうか。あるいは、在京浅川会の人たちにもそういう発信をしたんでしょうか。その辺、再度お聞きします。

○議長(水野秀一君) 総務課長、岡部真君。

○総務課長(岡部 真君) まず、その今後の発信の在り方については、今後とも引き続き検討して工夫しながら、発信していきたいと思っております。

それから、在京浅川会とかNPOであるふるさと回帰センター等につきましては、今のところそれとの関わり合いは現在ございません。

以上です。

○議長(水野秀一君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) 在京浅川会とか、ふるさと納税者一人一人に私は今、電話をさせていただいております。かなりの反応がございます。それは、昨年からふるさと納税者には、金額が多かろうが少なかろうが、全てに電話をさせていただいて、お話をさせて、今なかなかのいい評判になっております。それで、在京浅川会に関しては、会長、あるいは副会長らと今、お話をして、昨年からお話をしているところでもあります。いずれ反応があればいいなと思っております。

○議長(水野秀一君) 2番、兼子長一君。

○2番(兼子長一君) 今、町長が言うように、ふるさと納税した人、あるいは在京浅川会の人にお話しして、こういう地域おこし協力隊、誰かいませんかということも含めてのお話をしているということですかね。もう一回。

あと、やはり、私も一般質問やらでいろいろ取り上げさせていただいているんですけども、この情報発信ですよね、町としてのね。これが、やはりなかなか浅川町、ちょっとこう苦手なのかなとは思いますが、4月から企画商工課という部署が立ち上がりますので、ぜひ、ひとつそういうところで情報発信をさらに力を入れていただきたいと思います。

それからあと、情報発信については、町長自らやっぱりもっと発信するというので、今デジタルの時代ですから、私はアナログ人間ですけども、町長もこれからパソコンを使って、町長自ら町のホームページにもツイッターというのがあるようですから、そういったものに書込みをして町長自らそういうものを発信する、あるいは、町長これお聞きしたいんですけども、町長は町長私有のパソコンとかあるんですかね。それで、他町村の日本全国のそういうホームページとか、そういうのはご覧になっているんですかね。そういうのも大事だと思うんです、これから。私が言うのも何ですけども、アナログ人間の私が言うのも何ですけども、やはりそういう町長も、町長室でパソコンを使って、いろんな情報を収集する、そして発信する。こういうことをこれからやらないと、やはり地域間競争、これには太刀打ちできなくなってしまう。やはり、情報が遅いということは、政策形成にも後れを取るといってごさいますから、ひとつその辺、今後力を入れてやっていただきたい。

もう1点質問があるんですけども、今、町のホームページって、毎日誰か閲覧するわけですけども、閲覧した回数、人数でしょうかね。そういうものを把握できるようになっているんですかね。あとは、ホームページでジャンルがあるそうですね。例えば、浅川の花火ということで検索した人が何人とか、あるいは即身仏で何人検索したとか、あるいは吉田富三博士で何人検索したとかという、そういうホームページの作りにはなっているのでしょうかね。なっていないのであれば、当初予算でホームページの改修費用計上されていますよね。ぜひともそういうシステムにして、そしてその分析をすると。その企画商工課の部署で日々そういうホームページで、全国の人はどういうものを、浅川町のこの情報を見ているのかと。そういうものを政策に役立てると、そういうものをぜひやっていただきたいんですが、その辺の答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、私の机の上にパソコンはございます。それで今、今後デジタルの時代になるということで、私も得意ではありませんが、勉強させてそういう様々なことをやっていきたいと思っております。

あと、2点目のその町のホームページについては、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 浅川町のホームページ上のそのカウンター、閲覧者の数につきましては、そういう機能、今のところ盛り込まれてございません。今後、そういったものがあれば、今後、改修等に合わせて検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 40ページの高齢者等タクシー料金使用料について。

これ説明で、なんか500円から580円にするというような話だったんですが、これは拡充するという意味です

か。若干ご説明願いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

提案理由の説明のときにもご説明いたしましたが、現在の交付枚数につきましては、500円のを24枚で、1万2,000円分の交付でございます。それを1枚当たり初乗りの料金の580円というところに足しまして、1万4,000円弱の金額としたところでございます。若干ではございますが、約2,000円程度、1人当たりになりますと増額したところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○3番（会田哲男君） 分かりました、少しでも2,000円という、一応充実されたと理解します。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 41ページまでで何点か伺います。まず、給料全般ということで、総務関係だけでなく、全体的にちょっと質問させていただくんですけども、以前よりこの給料関係というのは、今年度、令和4年度に限っては、町税5億5,000万円強、それから給与のトータルが8億900万円ということで146%、ただ総予算からすると14.5%とか15%前後だと思います。

この数字を確定させれば、ある意味新しい事業だとか、それからきめ細やかな住民サービス等できるという意味で、ちょっとお尋ねするんですが、間違っていたら後でご指摘いただきたいんですけども、人数から見ると、多分逆算していくと、68名から逆算していくと、2名減って6名増えると、それで72名ということではないのでしょうか。それがまず1つと、それから、私一番後ろの給与費明細書、ぱっと見たときに1,100万円のマイナスになっています。何かちょっと変だなと思ったのですが、これ間違いないのでしょうか。私の机上の計算なんですけれども、人員増減で、それから初任給だとか、それから辞められる方の大体の概算を計算していくと、プラマイゼロか、もしくは、若干令和4年度のほうが高くなるんじゃないかなと。いわゆる、給料の確定がまだ見えていませんので、私何とも言えないところがあるんですけども、その疑問があります。これ、1,100万円でもよろしいのでしょうか。私はもう少し行くんじゃないかと思っているんですが、その辺を1つと。

それから、33ページ。

勤怠管理システム機器保守委託料、1項1目12節にあるんですが、勤怠管理事務の保守の委託料18万5,000円が出てくるということは、既に、もう勤怠管理システムが導入された。そして運用されているんだということでもよろしいのでしょうか。それと、いつ導入して、どこから購入して、いつから正式な運用が始まったか、お尋ねします。

それから、34ページの2款1項1目12節産業医委託料がございます。

これ去年12万円でした。24万円も計上されているのですが、早速の値上げなんでしょうか。お聞きします。

それから、先ほどの38ページ。

ホームページ等云々の話もありましたり、地域おこしの話もありました。

こういったもの、先ほど2番議員も言われたとおり、企画商工課で行うものだというふうに私は考えていたんですが、そういう意味でデジタル化に向けた各課の業務のすみ分けというのは、もう既に進んでいるのでしょうか。これは新たに、こちらの今までやったものを企画商工課のほうでやるとか、この業務はこちらで移動しますよとか、そういったことは既に役場内で、庁舎内で行っているのでしょうかということを質問させていただきます。

それから、41ページ。

2款1項13目18節加工製造、販売事業運営補助金ということで、一般質問のときも同僚議員からこの質問がありまして、その内容については分かりました。それで、私が危惧しているのは累損、今までで累損どのぐらいになっているのか。それで、一般企業であれば、もう借入れが始まるんじゃないかなと、そういう年代じゃないかなということで、累損が幾らになっているのかと、それからキャッシュフロー的にはどのような状態になっているのか、2点ほどお尋ねします

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、給与関係全般では、令和4年度60……

〔「すみません、私は本給だけです」の声あり〕

○総務課長（岡部 真君） もう一回すみません。

〔「本給だけでいいです」の声あり〕

○総務課長（岡部 真君） 本給の……

〔「手当等考えていません」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 私が聞いているのは、会計年度任用職員以外、正職員の給料の部分しか見ていません。なぜかというと、給料の部分が固まらないと、次の手当のほうにも行きませんので。そうですね。残業手当やなんかは、この本給から計算されますよね。ちゃんと算出して。ですから、私が今、質問しているのは給料の部分だけです。それも134ページの会計年度任用職員以外の職員、ここの数を見ているので、それだけ結構です、答えは。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） こちらのほう、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） では、1問ずつ行きましょう。

今の給料で言うと、具体的に言います。税務総務費、戸籍住民課、農業総務費、土木総務費が該当すると思われるんです。これは3款です。税務総務費は確かに1名減があったんですが、給与別に言うと上がっているんですね。それから、これを見てほしいんですけども、戸籍住民は人員の増減、級別増減にないのにマイナス280万円なんです。

それから、46ページ。

2節の3級1人が54万円で計算されていませんか。3級の方が年間54万円ということはないでしょう。それだけで働いてもらうんだったら、役場職員が全員で5,000万円ぐらいで済んじゃう。どうですか、これだけば

っと見て。46ページの2節の3級1人が54万円なんです、給料が。これ多分、間違っていると思うし、農業総務費は2名減で、1級の方が2名でマイナス619万8,000円ですね。人員増減なしで、級別の増減もなく、マイナス115万円。単純に級別だけでは判断できませんが、昇給とか何かを加味すれば大きな差になるんじゃないかというふうに思っていますんで、もう一度見直したらよろしいんじゃないかというのが私の率直なところですが、後で結構なので確認してみてください。特に、46ページについては、これは間違いですよというふうに言ってもらえれば。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず46ページの給料の3級1人54万円でございますが、こちらの方につきましては、育休明けで、令和4年度中の途中から復帰する方の見込みで計上したものでございます。まず、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○総務課長（岡部 真君） 農業関係につきましては、ちょっと時間いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 木田議員、ちょっと質問回数も多くなっているもので、今整理してこちらの答弁のほうもしっかりお願いします。

○総務課長（岡部 真君） それでは、勤怠管理のほうでございますが、運用自体につきましては、現在、ICカードのリーダーのほうを設置されておまして、遅れてはしまったのですが4月1日からは運用するようになっているところでございます。現在、物自体につきましては、設置しているところでございます。

契約時期等につきましては、今手元にございませんで、後ほどお答えしたいと思います。

それから、産業医につきましては、今年度から24万円としております。月2万円となっております。内容については、ちょっと確認いたします。

業務の人員体制につきましては、おおよそ検討委員会等で検討してまいりまして、デジタル関係、DX関係につきましては、企画商工部門のほうで対応するような形となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、加工製造販売事業運営補助金590万円の件についてお答えいたします。

先日の一般質問でもお答えしましたとおり、令和2年度につきましては、約180万円程度の赤字と結果的になったものでございます。

と言いますのも、令和元年度までは従業員のほう3名でしたが、令和2年度には4名ということで、1人増えたことが大きな要因かとは思いますが。前年度、令和元年度までは毎年約二、三十万円程度の最終的なプラスということになっておりました。それがありませんでしたので、それを考えますと、トータル的にはまだ借入れするような状況までは陥っていないものと思われまして。

キャッシュフローにつきましては、ちょっと手元のほうに資料のほう持っておりませんが、まだ借入れ等が必要な状況にはなっていないものと思われまして。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 給料のところは、非常に重要なところなので、もうちょっと確認だけしてください。

それから、勤怠管理システムの機器ですけれども、これ令和4年4月1日から運用するというので、今、回答あったんですけれども、ということは、逆に言うと、ラップの今のもともとのやつと、ラップして確認取る多分、前回の説明だと給与計算まで持っていけますよね。その互換性は、TKCのやつと互換性はあるから大丈夫だということで、多分前年のときに導入しますという回答だったと思うんですけれども、ということはラップする期間が全くなくて、いきなり4月1日から運用ですか。これもう一度、再度質問します。

それから、産業医なんですけれども、前回のときには今年度より産業医頼みましたと、12万円と。それが、倍になっているということは、それは後で調べるということなので、ただ産業医としての役務、いわゆる職務ありますよね。巡視、それから安全衛生会の出席、これは毎回は出席できませんので、年に何回か、2回だとか3回、予定スケジュールを組んで、先生にお話しして、その合った時間帯に来ていただくというようなことだと思うんですが、その実績その他、ありましたらお教えてください。

それから、ホームページ関係。これ、今言ったとおり、デジタル関係、非常に重要な項目で、これは令和4年度からますますそういったものを含めて、副町長のほうから話、以前あったように、その辺も含めてデジタル関係の強化をするんだということで、企画商工課を分けると。農政課と商工課分けると、そこの企画も名前に入れて、デジタル関係もそっちのほうにやるというので、ホームページでも、地域おこし隊でも何でのそうなんですけれども、まずはそのすみ分けをやってどこがやるか、責任を持ってやるかというのをやらないと、私、すみ分けは済みますかという質問したんですから、先ほど回答なかったのでもし回答ができるのであればお願いしたいと。

それから、夢工房については、これ累損ないんですか。プラス2年、3年、2年目、3年目、1年目は期間が短かった。一、二か月だと思います。じゃ、2年目、3年目、今度で4年目ですよ。令和4年は5年目になりますけれども、プラスだったんですか。ずっと。なぜプラスなのに、補助金だけは行っているんですか。大丈夫ですか、その答えで。だったら、2018年に開設されて、2018年4月から翌年の3月までと、それからその次の年、次の年ですが、令和3年です。これでマイナスになったのは、令和3年度だけという考え方でよろしいのでしょうか。再度お願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 勤怠管理関係につきましては、実際の回路を使つての利用につきましては、4月から今のところ考えてございます。その準備期間が結果的に短くなってしまいましたが、慎重に進めていきたいと思っております。

産業医につきましては、再度確認いたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） では、デジタル部分についてお答えいたします。

すみ分けは済んでいるのかというご指摘に関しましては、まず条例で規定している部分につきましては、先日ご議決いただいたとおり、担当課の変更などを整理しております。条例以外で、規則で定める件につきまし

ては、おおむね決まり、今最終調整の段階で、あとは確定を待つだけの段階であります。

ご指摘のデジタルの所管につきましては、お見込みのとおり企画商工課になります。ただ、ここが前にも答弁したかもしれませんが、いわゆる号令役、旗振り役の司令塔の役を担うところでありまして、もちろん各課それぞれに情報系のシステムなどを持っておりますので、そういったところと連絡をしながらデジタルに係る諸課題に対応していくような構えで準備しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

平成30年度、令和元年度につきましては、若干のプラスでございました。令和2年度が108万円ほどのマイナスですので、累損としてはございます。ございますが、何とか今現在、借入れ等や補助金の増額等をせず、何とか回っている状況ではございます。

令和3年度につきましては、また新たに加工所のほうの収入もございますので、決算を待ってみないという状況になるかは分かりませんが、それを見て、今後少しでも収益を増やせるように頑張りたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 木田議員、これが最後です。

○4番（木田治喜君） ぜひ、勤怠管理システムのほう、これは行き当たりばったりやったら絶対失敗しますので、これ少なくとも半年間ぐらい同じくラップしてやっていかないと、事は皆さん方の給料に関することなので、ぜひ、そこは慎重にやっていただきたいというのが私のほうからのお願いです。それで、これ先ほど一番先に質問したんですけれども出てこなかったの、これどこの機械を導入したかだけ、最後に教えてください。

それから、産業医なんですけれども、たかが12万円、たかが24万円という話になるんですけれども、ただ、私の感覚としては増減のあったところの詳細ぐらいは、手元に持っておくのが当たり前だと私は感覚的に思っているんですよ。なぜ12万円が24万円になったかという、そういう心持ちといいますか、そういうものがないと駄目なんじゃないの。これ改めて通告して、ここのところを調べてくださいという内容じゃなくて、手持ち資料であるべき、それが倍になっているわけですから、じゃ産業医の役目果たしているのかと、その際調べますよね。じゃ、何回役場に来たんだ、いや一度も来ていませんよと。安全衛生委員会も1回も出てませんよと。役場なんかも巡視はしていませんということであれば、じゃ何のために24万円に上がったの、倍に上がったのというのは、役場内での疑問としてあるんでないかと、私はそう思っているんですよ。

ぜひともその辺の感覚を持っていただきたいなというふうに思っているんですけれども。

それから、先ほどのデジタル関係については分かりました。

それから、加工製造販売のほうなんですけれども、これは3年の結果がまだ出ていないので、もしかしたら、もう少し縮まるかもしれないと、マイナスで。ただ、当たり前のように町の補助金が590万円あって、当たり前のようにマイナス、これ、一般社団法人ですから、当然一般企業と違って、はいどっかの金融機関からお金を借りましたというわけには行かないんですよ、多分に。そうすると、どうするかというと、補助金が増えていくだけの話なんで、ぜひともその辺のマイナスになっていたらマイナス、私が一番心配しているのはキャッシ

ユフローなんです。4月から、もしかしたら仕入れる金がないよなんていう話になったら非常に困るので、その辺は多分見ていただいていると思いますので、ぜひとも今後この有意義な事業だと思っていますから、私は、高齢者の方にとってはありがたい事業だと思っていますので、ぜひともいい方向に行くように、ぜひ頑張ってくださいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 勤怠管理のほうの契約状況につきましては、まとめて後ほどお答えしたいと思います。

産業医の実績でございますが、令和3年度においては、安全衛生委員会等については出席はございませんが、そういったところの報告をし、産業医さんのアドバイス等、ご意見を伺うような形で進めているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ここで昼食のため、1時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時10分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、総務課長より追加答弁の申出がございますので、発言を許します。

総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） それでは、午前中の審議につきまして足りなかった分お答えいたします。

まず12ページ、歳入ありました法人事業税の交付金でございますが、令和2年度から創設されておまして、交付率につきましては令和2年度が3.4%、令和3年度から7.7%となったところでございます。当初予算では4年度550万、前年度、3年度224万となっております、3年度では実績等これより上乘せになっております。ご指摘のとおり、令和3年度から7.7%の交付率となっております。

次に、歳出のほうの、まず34ページの委託料のうち産業医の委託料の24万円でございますが、3年度当初予算のときは計上12万でした。令和3年度予算編成時においては、概算で12万と当時計上したところだったのですが、実際契約の始まる前に再度産業医の先生と交渉したところ、相場として月2万円の24万円というところになり、結果的に3年度におきましても24万円で契約をしているところでございまして、令和4年度の予算も24万で計上したところでございます。

それから、勤怠管理の契約内容でございますが、令和3年12月17日に株式会社共栄ブレーンと契約しております。タイムレコーダーのメーカーにつきましては、株式会社OBC、7台を導入してございます。ソフトにつきましてもOBCの奉行の勤怠管理システムクラウドのEdgeというものでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2款1項総務管理費について、引き続き議題にしたいと思います。

審議を続けます。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 3点伺いたいと思うんですけども、1点目は33ページ人事評価制度、これの結果を給与とか手当に影響させているのかどうか伺いたいと思います。

それから2点目、新婚新生活支援事業、何か一般質問かなんかであったかもしれませんが、今年度の実績について改めて伺いたいと思います。

3点目、40ページの高齢者タクシー料金使用料、助成事業ですけれども、1枚500円分を580円分にしたと。これで十分だというふうに考えているのでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

まず人事評価の結果の活用でございますが、現在のところは令和4年度からいわゆる賞与分、勤勉手当においてその結果を反映させることの予定としてございます。

結婚新生活支援事業につきましては、令和3年度の実績は結果的には今のところございません。

私からは以上でございます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） タクシー料金、500円から580円、約2,000円弱上がりました。1万2,000円から1万4,000円弱上がりましたが、これで十分か不十分かについては1年間様子を見て、今後検討していきたいと思っております。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） 私も、33ページの1目12節の人事評価制度運用事業補助金、委託料に関して質問いたします。この制度というのは平成27年から令和3年度までで大体2,000万ぐらい使っていますよね。その中で令和4年度から実施ということで、今までは何をやってきたんですかね。その点、1点伺います。

あと、41ページの13目18節の中で、同僚議員のほうからも質問あったんですけども、加工製造販売の運営補助金に関しまして、一応プラスという部分あるということなんですけれども、これ補助金が残っているということになると、一応これ返還する金額ですよ。そいつが繰越しプラスということになっていたらちょっとおかしいと思うんですけども、その点。

2点ほどお願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 人事評価制度に関してでございますが、今回予算に計上しておりますのは過去にも計上しました運用の支援の業務委託でございますが、今年度につきましては、一応パソコン上での管理のシステムの利用料となっております。効果につきましては導入以来、組織の目標管理等など、面談を含め育成にもそういった効果が表れているものと理解してございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それではお答えいたします。

補助金の590万円についてですが、確かに最初の2年程度は若干ですがプラスとなっております。ただ、この590万につきましては運営上必要な部分に充てておりまして、全てその分で使い切っております。若干売上げのほうで10万、20万という小さい額ですが、売上げのほうで出たということで、その売上げにつきましては次の年度に繰り越してやっているということとなっております。

先日の一般質問でもお答えしましたとおり、令和2年度の決算におきましては最終的な経常損失が763万となっております。そこに補助金入れることによって辛うじて180万程度の赤字ということとなっております。そのため、590万につきましては全て補填しているということとなっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） 1番につきましては分かりました。

ただ、2番目に質問した内容ですけれども、これ本当に590万というの、これってあくまで人件費なんですか、これ。人件費だけ補助してもらっていて営業するというは、実際どうなんですかね、これから。昨年度から1名増という形でやっているみたいですが、なかなか事業面である程度縮小するという考えはないんですかね。なかなかその店のほう、1日開けるとマイナスになりますよね。マイナスですよ。逆に言えば、店を閉めて一応移動販売だけにするという考え持たないと、いつまでたってもこれプラスになるということはないでしょう、恐らくね。その辺どういうふうに考えているんだか、お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 来年度も今のところ縮小する考えはございません。

ただ、移動販売だけに絞るといふ考えもございません。とにかく、今ようやく卵販売とか軌道に乗っております。どうか、あと1年はどんなことあっても私はやっていきますので、皆さん方のご協力お願いいたします。

○議長（水野秀一君） 渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） これおかしいんじゃないですか。マイナス分かかっていて始める人っていないでしょ、はっきり言って。これどこまで続ける気なんですか。実際、補助金も何にもないでしょ。町の持ち出しだけでしょ、これ。人件費に町の持ち出しってあるのおかしいんじゃないですか、実際。その辺どう考えているんですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当初は、県の補助金で始まったものだと思っております。その補助金がなくなれば、当然今の状態になっていたのは見え見えだと思っております。でも始まった以上、町としてはすぐにはやめるわけにはいきません。今ようやく、高齢者の買物も来ておりますので。そしてまた、移動販売もかなり楽しみにしている方が多いので、助かっている人がかなりいると思います。閉める、閉めないは今後の検討課題だと思っております。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 36ページ、13節の使用料及び賃借料の中で、総務費の中なんですけれども、AED、自動体外式除細動器賃借料28万5,000円。何台でこの値段なのか教えてください。

それと関連して、後の様々な予算の中でAEDというものがおのおのの課の中から出ております。私、前から思っていたんですけれども賃借料が違うんですね、その課によって。一番高いものでは年間9万9,000円。安いものでは8万3,000円。もっと細かく言うと、8万3,000円のが3件、8万4,000円が1件、8万5,000円が6件、9万8,000円が1件、9万9,000円が1件。町の施設で対外除細動器、AEDを設置していない場所を見ましたら民俗資料館、あと給食センター、この2施設のみが未設置となっております。その中で総務課の台数、28万5,000円は幾らなのか。あと金額にばらつきがあるのはなぜか。その2点お願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

36ページのAEDの分につきましては、役場にあるものの1台、それから旧里小、山小各1台でございます。役場にあるものにつきましては1年で約8万5,000円、それから旧小学校については同額ですが約10万円となっております。導入時期の違いからなのかなと、ちょっと契約書等手元にございませませんが、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） よかったです、改めて聞いて。里小と山小、人がいないところにAED置いてある。外で運動している人が万が一あったとき、鍵持っていないかったら役に立たないところに置いてある。非常に面白いですね。

それと、一番高い9万9,000円がある施設分かりますか、どこか。プールです、町民プール。期間、季節限定でしか使わないのに、今そこの中にAED、9万9,000円の一番高いAEDがプールの施設の中にある。もったいないですね。プールが閉じてある時期、未設置の給食センターに置くとか、何か方法はないでしょうか。

それと、これ全部一度解約をして総台数、山、里抜けば13台です。13台の一括の入札をすればもっと経費抑えられるのではないのでしょうか。その点お聞かせください。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、旧里小、山小に関しては体育館のほうに設置しておりまして、スポ少等で利用される方もいらっしゃいますので、現在は体育館のほうに置いているところでございます。プールにつきましても、以前は公民館にあるものを一時転用してプールに持って行ったという時期もあったところがございますが、やはり常時あったほうがいい、公民館にもあるべきだということから、プールにも新たに設置したところでございます。

それから、一斉の導入にして入札してということにつきましては、おのおのの契約内容を再度調査して検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 社会教育課長、生田目源寿君。

○社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

議員ご指摘のプールのAEDの件なのですが、今ほど総務課長から答弁あったとおり、従来はプールオープン時、7月、8月の2か月を公民館から一時的に持って行って配備しておきましたが、今年度、私もそこは疑問ありまして、AEDをメーカーに言いまして本当は2か月だけリースしたかったんですね。そうしたらば、こちらにつきましては年契約ということで1年じゃないと契約できないということで、総務にお願いしまして今年度は、今シーズン7月1日から配備をいたしました。

教育委員会全体で見ますと、議員ご指摘のとおりないところもありますので、今後検討したいと思います。

なお、民俗資料館、こちらにつきましては当初配備する予定だったんですけども、ご存じのとおり学校教育課が常勤でございましたが、7月から公民館のほうに引っ越しましたので、無人ということでそこは優先順位考えましてプールのほうを最優先といたしたところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 以前にもこの件に関しましては、私はAEDに関しては聞いたんですよ。そのときも今の総務課長と同じです。課をまたいで、結局おのおのの契約だから一律にはできないということでしたが、それをまとめれば経費削減になるのであれば、限られた予算の中でやっているわけですよ、事業って。ですから、それ言葉悪く言えば無駄を省くということをすれば経費削減のために一括契約というのができるのであればやるべきだと私は思います。

それとプールの件、月単位での賃借ができず1年間で契約をしたということを了解しました。あと山、里に関しては体育館に設置してあると。民俗資料館の件は私も、いないところに置くのもあれだというのは、優先順位を考慮したというのも理解できます。ただ、給食センターもやはりいろんな電気機械、電気調理器などを使うものですから、万が一のことを考えれば設置すべきと私は考えます。ですから、もう一度その辺、この微々たる金額かもしれませんが、財政ってその積み重ねだと私は思っております。できる限りの努力はしていただきたい。総務課長、再度お答え願います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

まずは現状を把握、調査しまして契約解除して一括できるほうが有利というようなこととか、そういったところを今後、一旦はまずは調査し検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 同じ総務課さんの37ページの電子計算費の真ん中、12節委託料、IEサポート終了に伴う電算機器システム移行業務委託料319万というふうになっています。これはどういうことですか。IEサポートというのはそもそも何なのか。移行業務委託というのはどういう形で次のところに移行するときそういう作業が必要になるんだと、そういうふうに答弁をお願いしたい。

同時に関連して13節の電算機器賃借料、電算システムソフトウェア使用料、メールサーバー賃借料というふうにずっといろいろ、電算機器の委託料、賃借料、サービス料、いっぱいあるんですけども、このシステムの改良やソフトウェアの賃借料とか、こういうものについては競争の原理が働いているんですか。例えば、そういうシステムを開発したいいわゆる特許料があるからできないとか、あるいはそういう専売のあれがあるからできないとかという、そういうもので制限されるのでこういう高い金額になってくると、こういうことなんですか。この辺、お伺いしたいと思うんです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

まず、委託料のほうのIEサポート終了に伴う電算機器システム移行業務委託でございます。こちらにつきましては、町の基幹システムであります住民基本台帳、税、選挙、公会計等の電算システムがありますが、それがIEという言葉の記号になっておりますけれども、インターネットエクスプローラーという言葉の略でございます。その閲覧ソフトのほうのインターネットエクスプローラー自体が作動期間のサポート終了、いわゆる不具合等があってもちょっと対応できないというところがあり、新たなインターネットエクスプローラーに変わらして、新しいソフト、マイクロソフトエッジというものに移行することとしています。その際に住基関係の基幹のシステムでございますので、そちらのほうのシステムの移行に関しましての委託料となっております。

それから、使用料関係の電算システムソフトウェアの使用料につきましては、今ほど言いました各種住民基本台帳、税関係、選挙、公会計等のそういったシステムのソフトウェアの使用料でございます。こちらにつきまして競争原理の観点でいきますと、仮に、毎年入札を行うようなものは当然できませんので、不可能ではないところではございますが、連続した日々のこういう事務事業を行う上でなかなか切り替えるタイミングにつきましては難しい時期がございまして、現在のところは今までの事業者のものを利用しているというところが実状でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆるシステムということになりますと、浅川町はTKCに一手のシステムを委託しているような状況になっているんだと思うんですね。ただ、そういうところのシステムをがらっと変えるなんていうことはできないでしょうけれども、それぞれの戸籍あるいは税務、様々なシステムがありますね。そのソフトウェアというのはやっぱり一定の制限は出されて簡単に次のものになるなんていうことはできないでしょ。そのTKCの範囲の中でどうやっていくかというそういうものに束縛されるんですかね。

ですからやっぱり、こう1,000万もかかったり600万もかかったりというそういうものをうのみにせざるを得ないような状況になっているわけですから、今の電算システムの委託とか使用料の支払いとか稼働とか。その辺が私は、もちろん私はそういうシステムとかIEとかETとか非常に弱いんですけども、でもそれにしても毎年毎年移行のために1,000万もかかるような、そういうことが毎年のように出てくるんですけども、それはもうそういうコンピューターのシステムからすればやむを得ないということにつながるんですか。

私はむしろ、そういうものでも部分的に競争の原理を働いて、例えばこっちのAというシステムからBのほうに持ってくる場合には、やっぱり一定の安くするような方向なんかができないんですかね。そういうシステム、コンピューター、そういうものの関係では。その辺をちょっと分かりやすくご説明いただきたい。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えします。

まず、12の委託料のほうのIEサポート終了に伴うということにつきましては、今回限りのものでございます。これは、システムの閲覧ソフトのほうの対応のことでございます。それで、下のほうの使用料及び賃借料のほうの電算システムソフトウェアについては、毎年の費用でございます。こちらにつきましては、繰り返しくなりましても、競争原理も働くというところも可能ではございますが、現在のところそのシステムを継続して起用しているというところが何かの機会があるときに移行するというところも考えられますけれども、現状では今のところ継続して利用したいと考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） 私から追加でお答えいたします。

議員ご指摘のその競争の原理についてであります。こちらについては、浅川町のみならず全地方公共団体に共通する課題であると思います。つまりは、コンピューター関係、システム関係について、それに能力を発揮できる職員というのは限りがあるために業者委託しているような状況がまず前提としてあります。

それで、この競争性の原理、1回導入するとなかなかそれから切り替えられないというのは、やはり同じように全国的な問題となっております。国の動向ではありますが、そういった課題を解決するために今情報系のシステムの仕様を標準化するというような動き、デジタル改革も絡めて行われているところです。国ではベンダーロックインという言葉を使っておりますが、つまりは業者の独占というものを解消するために誰でも参入といいますか共通の仕様に対してアクセスできるようなものを整えようとしておりまして、今後そういった全国的な課題に対してそういった動きになっておりますので、浅川町におきましてもその動向を注視しながら他に遅れることなく対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） これだけで終わりますけれども、私の解釈が間違っているのかな。例えば、ずっと以前ですけれども、もう一昔前ですけれども、TKC、栃木計算機センターとかというところに提携したんですね。あのときに郡山の福島中央計算機センターとか、3つぐらい争ったというか、一応見積り取ったりいろいろしてやったんですね。しかし、やはり機器の充実とかいろいろから栃木計算機センターに浅川町はお願いするということになったんですね。そうすると、そのTKCにいわゆる町の様々な情報が入って、そこからいろいろ料金の支払いの問題とか何からずっとコンピューターで出てくると。

そういうふうにつながっているの、私は簡単にこういう競争の原理を働かすことができないんだというふうに独り合点しているんですけれども、そうではなくて、例えばそういうシステムごとにA社、B社、C社というようなシステムの持ち合わせがあつて、それを何年か過ぎたらば、一定の期間に、2年か3年過ぎたらば

もう交代して安いところ、競争の原理を働かせてやるというような、そういうわけにはいかないというそこんところがちょっと分からないんですね。

だから今、副町長が言うように国だと思わなければならないんですけども、そういう競争の原理なんか働くような形で一定の基準、標準価格、こういうものなんかについても鋭意検討して基準を出す、そういうものになってくる、検討しているのではないかなというようなことなんですけれども、そこんところが私は分からないんですね。その辺ちょっと分かるようにご説明いただければと思うんですけども。一旦TKCにやっちゃえばもうそこで使うシステムとかそれに限られて競争の原理を働かなくなっちゃうんだと、やむを得ないんだということではないでしょ。

○議長（水野秀一君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） 今ほどTKCのお話がありまして、こちらを導入するときに様々な業者選択の検討が図られたと思います。その中で1つの業者、TKCというふうに決めて、その後保守とか運用とかで進んでいるわけなんですけれども、先ほど総務課長からもありましたように、ここでまたゼロから、1からシステムを入れるとなるとまた相応の費用がかかるので、どうしても最初に入った業者のシステムからロックインという言葉がありましたけれども、なかなか切り替えが難しいというのが現状だと思います。つまりは、慣れたシステムで町民サービスなどを提供していたものをいきなり変えると、それはそれで混乱が起こりかねないという懸念などもあるからだと思います。

繰り返しになりますが、国ではシステムの標準化と申しましたが、例えばそれぞれの役場で戸籍とか住民票とかを提供するに当たって、それぞれにシステムを入れておりますが、それが例えば住民票はこういう要素を入れましょう、例えば住所と氏名と何々というようなものを仕様を標準化して、その自治体独特、特別なサービス、オプション部分については、それは一旦そぎ落として標準なものを整えて、全国どこで取っても同じようなものが出てくるというような様式にすれば、それであれば1つの業者、うちで言うとTKCでなくてもいいのではないかなというような考え方から、今標準システムの検討が進められております。住民票と申しましたそれ以外にも、選挙であったり保健福祉であったりなど十何項目というところで検討が加えられておりますので。これはまだ結論を見ていないところでありまして、その動向、今まさに検討が進められておりますので、そこは注視してまいりたいと、それに対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款2項徴税費について、42ページから45ページ。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 45ページのおおりのやま広域圏航空写真合同撮影というものについて伺います。事業の内容を詳しく伺いたいと思います。浅川町もこれを合同で行う必要があるのかどうか。それから、負担割合の決め方はどういう決め方をしているのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○**税務課長（我妻美幸君）** お答えいたします。

航空写真の事業の内容ということですが、この事業は振興計画に記載がございますが、令和4年度に航空写真の合同撮影を行いまして令和5年度にそのデータを取り込む作業や照合が発生するものになります。具体的な業務内容としましては、航空写真撮影及び写真地図の作成となっており、成果品につきましては写真地図データファイルほか各種のデータを電子媒体にて納品していただくものとなっております。

また、このこおりやま広域圏加入市町村での予算総額は1億9,199万円となりまして、加入市町村14市町村、2町村を除く14市町村で構成しております。また、業務につきましては郡山市が一括して一般競争入札から契約、費用の支払いまでを行って、浅川町の負担金額を郡山市にお支払いすることになります。仮に浅川町で単独で実施するとなりますと、飛行機を1回飛ばしただけで1,000万円を超える額になるかと思われます。負担割合ですが、面積割合での負担となりまして、浅川町は37.43キロ平方メートルで、加入市町村の割合で1.39%の266万8,000円となる見込みです。

費用の面から、今後あらゆる分野での活用、固定資産税の適正課税のほかに防災や農林業振興、道路整備等あらゆる分野での活用が期待されるものとして加入する必要性があるものと考えております。

以上です。

○**議長（水野秀一君）** 9番、上野信直君。

○**9番（上野信直君）** 今までも、町税関係で航空写真を撮っていたと記憶しております。今度はこおりやまの広域圏でみんなでいっしょにやれば費用が安く済むということで理解してよろしいですか。

○**議長（水野秀一君）** 税務課長、我妻美幸君。

○**税務課長（我妻美幸君）** はい。そのとおりでございまして、費用が安く済んでの委託事業になります。

以上です。

○**議長（水野秀一君）** よろしいですか。

○**9番（上野信直君）** はい、分かりました。

○**議長（水野秀一君）** ほかにありませんか。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費について、46ページから48ページ。

2番、兼子長一君。

○**2番（兼子長一君）** 47ページ、2款3項1目備品購入費、戸籍のほうですね。当初予算の説明ですと、夜間用の携帯電話2台購入との説明でございましたが、戸籍業務で夜間の業務用の携帯電話、どのような用途のために使うのか、ちょっと詳しい説明をお願いいたします。

住民課長、関根恵美子君。

○**住民課長（関根恵美子君）** お答えいたします。

現在は、執務時間外に戸籍の届出をしたい方につきましては、事前に相談いただき対応しているところであります。主に婚姻届があるかと思われます。今年度法務局の現地指導の中でも指導がありまして、執務時間外に相談なく突然来庁された方等に対応できるように携帯電話2台を購入しまして、戸籍係が携帯したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 法務局の指導なんかもあり、特にそういう婚姻届等、執務時間外でも対応できるようにということなんでしょうか、導入目的は。ちょっとその、戸籍担当の方が今度その携帯電話持つことによって24時間それ対応しなくちゃならない話になるんですかね。例えば、婚姻届、夜間、専用窓口夜7時までやっていますけれども、それ以外で何か記念日かなんかで何月何日には、それも何時に出したいというそういう方もいらっしゃるでしょうけれども、それに対応するために、それもあるんですか、前もって予約をしていただくための携帯電話なんでしょうかね。その携帯電話に入れば速やかに婚姻届を受理するために出勤しなくちゃならないことになるんですかね。その辺ちょっと、再度、もう一度お願いしたいんですが。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

今、議員さんおっしゃったとおり、突然来庁された方に対応するものであります。事前に婚姻届等を持って行って、何月何日の何時に来たいんだという方につきましては対応しているところでありますが、今年度に入りまして、実は1件ありまして、浅川町にゆかりのない方ですけれども、午後10時何分かに来たい、11時近くに途中で寄っていわきのほうから成田空港のほうに向かうのかどうか分かりませんが、提出したいという相談があったんですが、その方につきましては幸い変更になりいわきに提出しますということでしたので、届出はその時点ではありませんでしたが、そういう方もいらっしゃるかもしれません。

現状は職員がいない時間帯につきましては警備会社さんが入っておりますので、庁舎内に入ることができませんので、もし開けたい、間違っ入りたいなんていうときには警備会社に連絡が行ってしまい、総務課を通じて戸籍係に連絡をくこともあるかとは思われますが、そういう来庁者に関しましても戸籍の事務取扱準則の制定基準24条では、休日または執務時間外にも戸籍の届出の申出があったときはこれを受領しなければいけないということで決まっておりますので、携帯電話を所持した際には窓口等に貼り出しまして対応したいと考えているところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） ちょっと私も婚姻届に関しては認識不足なんですけれども、婚姻届って居住地でなくても出せるんですか、たしか。日本全国、居住地以外の市町村にも婚姻届は出せるという法律になっていたんですか、そういう戸籍法というか。そののちょっと確認と、たまたま浅川町でそういう事例があって、夜の10時ごろにいらっしゃると。そのときはたまたま役場に残業か何かして職員の方がおられたんですかね、そういうケースの場合って。多分、役場の電気がついてたから来たんですかね。午後10時ですと通常ですと皆さん退勤されて、もう鍵かけている状況ですからね。その後は電話かなんかが行ったんですかね。その、婚姻届出せますかみたいな。

とにかく今、社会情勢が変わって、いろんな形でそういう届を出したいという事案が出ているものに対しての対応、しなければならんって、今住民課長説明したように法律で受理しなければならんという、そういう条項があるからそれに従って業務としてはやらなければならないということなんでしょうけれども、その辺の、何ていうんですか、勤務、勤務条件というか職員のそういうもの、これ災害とかそういうもの、緊急時は

当然対応しなくちゃならないでしょうけれども、そういう婚姻届まで時間に関係なく対応しなければならないものなんでしょうかね。法律ではそうなっていても、運用ってありますよね。運用細則っていうんですかね。それはどうなっていますでしょうかね。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

先ほど、婚姻届のケースをお話ししたのは、事前に電話で相談があっただけであります。すみません。

それから、戸籍の届出につきましては24時間対応というのは、婚姻届に限らず離婚届であっても死亡届であってもそうありますが、運用の中で離婚届ですとか死亡届出につきましては執務時間内に来ていただいているところですが、婚姻届等ですとかこだわりや日付や時間にこだわりがある方もいらっしゃるかとは思いますが、そういうこともあり得るのかなというふうに考えております。

なお携帯電話を購入した際には、窓口のほうに以下の番号に連絡ください、執務時間外に届出をしたい方につきましては以下の番号に連絡くださいということで運用したいと考えております。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

○住民課長（関根恵美子君） すみません、1点答弁漏れで、婚姻届どこでも出せるのかということですが、住所地、本籍地以外でも届出はできます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 47ページの12節委託料、ここでも戸籍法一部改正に伴う戸籍情報システム改修業務委託料1,149万5,000円、こういう改修とか委託に1,000万を超えるというのは初めてでは私はないのかなというふうに思ったんですけども、これはいわゆる先ほどの話にもありましたけれども、令和元年の戸籍法の改定というんですか、そういうものによって今までのシステムではもうだめなんだと、改修するためには、単なる交換ではなくてもう改修というんですからそのシステムそのものを、何ていうんですか、新たなものに組み替えたり何かするということになるんでしょうけれども、金額が今までで初めて1,000万を超える、そういう経費が出てきたんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

令和元年の戸籍法の一部を改正する法律によりまして今回改修を行うもので、新たな制度の運用を令和5年度中に開始できるようにするため、全国的に行われるものです。内容につきましては、本籍地以外に戸籍の届出をする場合は、戸籍の添付が今現在は必要ですが、改修することによりまして添付することが省略されます。

また、現在は本籍地でしか請求できない戸籍が、本籍地以外の市区町村の窓口でも請求することが可能になります。戸籍証明書等につきましても、住民票と同じような広域交付というイメージで考えていただければと思います。

それから、各種の社会保障制度でマイナンバー制度を利用して戸籍等抄本の提出を省略することが見込まれております。

また、オンラインで行政手続をする際に利用可能な戸籍の証明書としまして、新たに戸籍の電子証明書を発行しまして戸籍情報を取得できるようになるものであります。議員おただしのように高すぎるのではないかというご指摘もありますが、主な作業内容につきましては、現在の戸籍情報システムの中に証明書等の広域交付に係る機能の追加ですとか副本記録情報の参照に係る機能の追加、届出情報の作成、保存、補正、内容証明等の交付に係る昨日の追加、戸籍電子証明書等の発行に係る機能の追加をしていただいたもののパッケージソフトの購入費、それらに係ります動作確認、動作テスト、エラー修正、現地での作業、ネットワーク環境の設定、こちらは住基ネットワークとの環境の設定もでございます。それから確認、接続テスト等になります。

システムの改修につきましては、現在の戸籍情報システムを改修することになります。このようなことから、このような金額になっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、このいわゆる、何ていうんですか国のIT化、ET化というんですか、そのいわゆるこのコンピューター化によって、いろいろこれからここ何年かでは、もう私らが驚くようなそういうシステムなんかが出来上がるんだと私も思うんですけども、ただ、あまりにも急激な形でそれが変わるということになって、それが自治体のある意味では重荷にもなってくるのではないのかなというふうにも思うんですね。そういう、担当者の研修なんかもきちんとなしいうちにET化というんですか、そういうコンピューター化にどんどん国はしゃにむにこうやっていって、いわゆるこのペーパーなんかもなくしていくんだというふうな、そういうところでずっとやってくるんだと思うんです。

その一環が今、一番分かりやすく1,100万からの経費を出して自治体がそれを、交付税の中でももちろん織り込まれるんだと思うんですけどもなされるということになりますと、これ、何ていうんですか、もう4年になって5年度中にはもう使用されるような、使用できるようなものにしていくんだというんですけども、便利であればあるほどそういう、性急であるというふうには私は思うんですけども、その辺は担当課あるいは町長としても、職員のいわゆる研修、やっぱり職員もこういう急激なIT化によって大変な状況が生まれる、そういう知識を吸収しながら業務をやっつかなくちゃならないわけですから、そういう研修とかそういうものについてはきちんと保障されているのでしょうか。そういう意味では。

私は、国のしわ寄せが自治体の職員にも、役場にも、あるいはこの税金の使い方にもしわ寄せが来っていると私はこれを見て実感するんですけども、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

こちらの改修費用にかかります1,149万5,000円につきましては、全額国の補助となっております。

職員も、こういうシステムが入りますと窓口での対応は大変なところはございますが、マニュアル等ございますので、それに基づきまして複数人で研修を重ねて対応しているところでもあります。今回の戸籍法の改正のみならず、小さい改修もたくさんあり、そちらにつきましてもその都度手引き等、マニュアル等で対応しているところでもあります。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款4項選挙費について、49ページから52ページ。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 1点お尋ねいたします。選挙費用の中に投票の立会人が入っております。投票立会人の選任の方法についてお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 選挙の立会人につきましては、現在のところ浅川町のやり方としては、今まで女性団体の連絡会の方等にお話をしてご協力をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） なぜ質問したかということをお話しさせていただきます。ある町民の方から、公募はしないんですかという質問を受けたんですね。いつも同じ顔ぶれだけれどもなぜなのかなと。

やはり、こういうご時世でございます。募集は公募にしたほうがいいと思います。浅川町の広報とかを使って、何日に行われるこういう選挙の立会人を何名募集します。それで、募集多数の場合は抽選なり何なりで公平な選任をする時代なのかなと私は思います。いつも投票所に来られる方が、いつも同じ人が選ばれてどういことなんだろうという素朴な質問だったのかと私は思いますが、ただ、その人がどういう意図で言ったかというのをいろいろ考えますと、日当が発生します、当然ながら。やはり、そういう面からも公平性というのは必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 立会人につきましては、期日前においては午前8時半から午後8時までというところの長時間で拘束されるというところで、立会人の人の逆に負担になるのかなというところも考慮して、今まで多分そういった女性団体の方に依頼していたのかなというところでございますが、なお、今回のご提案につきましては選管委員等と協議しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） ぜひとも考えていただければと思います。確かに、丸一日という区切りでいけば、大体12時間というかなりの長い時間とはなりますが、それを何部門かに分けて何時から何時まで担当とかと言えば、延べ人数でかなりの人数が採用されるのかなと思います。もし、考えがあるのであれば、ぜひともその公募のほうも考えていただきたいと思っております。

答弁は結構です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私通告しておきまして、ちょっと前に戻るんですが、45ページ、過誤納還付金、加算金ということで180万円の内容があるんです。これはどういう誤りで還付されたのですか。そのことだけです。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） それではお答えいたします。

22節の償還金、利子及び割引料につきましては、過年度分の町税過誤納還付金や法人税の確定申告に伴って還付金が生じた場合に還付するものとなっております。過去3年分の実績額を申し上げますと、令和2年度の実績で24件123万352円、令和元年度実績につきましては20件で69万1,039円、平成30年度実績で15件163万2,558円となっております。

以上です。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○10番（角田 勝君） いいです、いいです。

○議長（水野秀一君） 上野信直君。

○9番（上野信直君） 同じような、一般質問で聞くような質疑なんですけれども、町長選挙に関して。町長、次の町長選挙に立候補するお考えはあるのですか、ないのですか。

○議長（水野秀一君） 江田文男君。

○町長（江田文男君） 12月の定例議会に5番議員からも来ましたが、私の町長の立候補は私自身の問題でございます。私は今、10月30日、あと7か月と22日ございます。その間はやはり町民のために一生懸命仕事をしなければならぬと思っております。それで特にこの新年度予算、これが一番大事でございます。何が何でもこの新年度予算を皆様方に通していただいて、町民のために活躍したいと思っております。

それで、私は毎日毎日コロナ対策何々で全て町民のために今やっております。次立候補するかということは、私は4年前は6月に表明をしております。まだまだ時期尚早だと思っております。

それと、私は立候補したときは議員であり、議員選出の監査委員でもありました。これはぎりぎりの8月15日まで議員と監査委員をやっておりました。そういう関係で、私は中途半端なことはしたくないと思っております。

なお、10月に関しては前向きで今考えております。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に2款5項統計調査費について、53ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に2款6項監査委員費について、54ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に3款1項社会福祉費について、55ページから61ページ。

質疑ありませんか。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 57ページの障がい者福祉費で、医療費助成システム導入委託料、これについて伺いたいですけれども、重度心身障がい者医療費の現物給付って、これ新年度実現する方向なんです、時期的には

いつから実現できることになるのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

令和4年度からこの医療費助成システム導入委託料で66万で導入しまして、重度心身障がい者の現物給付化を実施したいと考えておりますが、こちらに関しては毎年8月に現況届の中で受給者証の確認の作業、更新がありまして、そのタイミングをもって現物給付を開始したいと考えております。令和4年の8月診療分から開始を予定したいと考えております。

以上です。

○9番（上野信直君） ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 1件お尋ねいたします。その4段下、成年後見人制度利用支援事業費5万4,000円、何人の方が利用されていますかね。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） これは、令和3年度は1件程度あったと思うんですけども、来年度もそのぐらゐの見込みをしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 利用されている方からのご意見でございます。後見人を選任するに当たり多額の金額がかかり過ぎるということですので、利用される方と後見人になられる方の間を取り持つような形で、何とか当事者の負担ができるだけ少なくなればなという思いがあつて質問しました。その辺、担当課長いかがですか。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） こちらの費用は、恐らく後見人になる方がいないようなときに司法書士さんをお願いして、司法書士さんのほうをお願いしてやっていただくような費用だと思いますので、高いというか、身寄りのなくて、いない方にはこちらのほうで採用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） その金額というか、その負担割合というのは別に取決めというのはないんですかね。2分の1が補助されるとか、そういうものはないんですかね。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 今のところないかなと存じております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 59ページの3款1項3目の負担金及び補助金、地域医療総合確保基金事業補助金、これ

グループホームの基金だと思うのですが、先ほどからいろいろ話出ていますけれども、例えば潰れちゃったりしているようなところも考えた上で土地の賃貸なんかを煮詰めて契約してほしいと思うんですが、その上でお聞きしますけれども、4,115万1,000円の補助ということですが、この総事業費、補助金は4,100万でしようけれども、今のところ見込める事業で考えている総事業費はどの程度を見込んでいるのでしょうか。

それと、この補助金の流れ、全員協議会の資料、今資料あるんですけども、結局間接補助という形の手続になってくるのでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 1点目の事業費の関係ですけれども、年末にクローバーのほうから書類が上がってきた中では8,600万程度の事業費となっております。

それから、この補助金の流れですけれども、全員協議会の中でもご説明したとおりなんですけれども、町がまず県へこの補助金の申請書を出します。それで内示を受けてからクローバーのほうに通知しまして、クローバーのほうで町の補助金の申請書を出してもらってから本格的に着工が始まるというところで、完成したら町でも確認はしますし、県でも確認するとのことなので、それで実績をこう出して書類等が現地も確認してOKならば、補助金が町に入ってクローバーのほうに交付するというところで、これは完全に間接補助というものでございます。

以上です。

○3番（会田哲男君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に3款2項児童福祉費について、62ページから65ページ。

須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 63ページでございます。3目児童福祉施設費なんですけど、児童公園の新設の計画とか考えはございますか。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 今現在のところ、大名大塚の公園がなくなりまして、それ以後、月斉陣場公園1か所うちのほうでは管理しています。あと農村公園が何か所かあるかとは思いますが、児童公園としての計画は今のところはありません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 大名大塚地区からの声でございます。今まであった公園がなくなってしまったと。多分、町長は聞いていると思います。そのときに地元の方は別なところに、近くにつくってほしいという声もあったと思うんですよ。そういうのを鑑みれば、やはり、多分若い子育て世代の人が言うのはみんな、浅川町に遊ぶ公園が欲しいという声が上がっていると思うんですよね。ぜひその辺も考慮して、中期的な計画の中に織り込んでいくのも必要ではないかと思いますが、町長の考えを聞きたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 確かに、今8番議員が言ったとおりでございます。私も小さいお子さんを持っている方々にお話を聞いております。恐らく同じ人かなとは思っておりますが、本当に何名の方が言っております。それで、それじゃ表郷の鶴子山公園ですかと言ったら、いや、そういう大きな公園でないと。児童公園、いつでも手軽に遊べるようなところをつくっていただきたいという要望は間違いなく来ております。本当に今後の検討課題で、つくらなければいけないと思っております。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 期待は大いにするところではございます。そして、私個人的に思っていたのは、大平病院の、今回の施設が来るところが児童公園であればいいなと。町の真ん中にベビーカーを押して子供たちが集うようなところになればいいなというひそかな思いはありました。郊外でもいいんですけれども、やはり緑豊かなところでもいいんですが、ぜひとも子供、子育て世代の人たちが意見を、いろんな話ができるようなそういう集いの場所的な要素もありますので、ぜひとも計画に盛り込んでつくり上げていてもらいたいと思います。どうですか、町長。再度。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 考えようだと思うんです。公園をつくらなくても、例えば今後いろいろ相談しなくちゃいけません、こども園の遊び場、校庭、あそこにかんりの遊具がございます。新たにつくらなくてもそこを考え方次第では、広いし、遊具がありますので今後の検討課題だと思っております。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 3点伺いたいと思います。

1点目は母子福祉費の絡みで、先ほどの障がい者福祉費の現物給付と同じ、ひとり親家庭の医療費の現物給付の実施時期、何世帯あっていつから実施されるのかを1点目として伺いたいと思います。

子供の遊び場は、8番議員が聞いてくれたのでこれは結構です。

次の2点目として、放課後児童に関してなんですけれども、コロナで厳しい勤務となっている放課後児童クラブの指導員あるいは保育士、これらについては国は3%程度の賃上げにつながる保育士等処遇改善事業、これを2月から始めています。2月から9月までは全額国がお金出しますと、やっってくださいということで言っているわけなんですけれども、町としてはどういうふうに取り組むのか伺いたいと思います。地方自治体によっては、3月の補正予算で出てきているところがあるという話も聞いております。伺いたいと思います。

3点目、64ページの地域子育て支援拠点事業、こども園の中の別のスペースを利用しての事業なんですけれども、利用状況はどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

まずは1点目、ひとり親家庭医療の現物給付化の件ですけれども、こちらは現在80世帯ほどおります。いつから導入なのかということなんです、今、システム業者のほうと打合せ等してございまして、システムの導入が早くても令和4年の冬頃になってしまうということです。それですと、導入時期が令和5年8月以降とな

ります。やっぱりこちらも8月に、受給者証の県からの交付の切替えのタイミングがあります。そちらをもって来年度、システム導入は4年度の冬になってしまいますので、その次の、令和5年度の8月に受給者証の交付のタイミングで現物給付化に切り替えたいと考えております。

あと、最後の地域子育て支援拠点事業の件ですけれども、こちらの利用状況はどうなのかというところです。こちらは議員おっしゃるとおり、こども園の中にここに広場というもので設けて、支援員2名と代替2名で運営しているところです。基本的にこちら、毎週月水金の週3回の開催をしている状況なんですけれども、今年度においてはやはりコロナの影響がございまして4月と5月は開催しておりません。あと2月から3月にかけても開催しておりませんが、6月から1月までの活動状況で申し上げますと、約8か月間で延べ60日で、ご利用が241組の562名で、月平均大体8日間の開催で30組70名ほどに利用されております。こちらは、子供が就学前の、ゼロ歳から就学前の子供とその家族の方を対象にしておる事業です。子供が自由に遊べてお母さんたちの子育ての悩みや不安、いらいらを解消したり、お母さん同士の子育ての仲間を見つける場所として開設しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

2点目についてでございます。保育士ほか幼稚園、児童クラブ含めまして処遇改善というのが国のほうでそういう制度をつくったようでございます。浅川町においては全て対象になるのが、さぎそうは別にしても町のほうでは町立、公立で実施しているところでございまして、公務員の給与等の処遇につきましては、基本、県・国の人事院勧告、県の人事院勧告等、民間事務局のほう、原則に基づいて決定しているところから、国・県とかの情報によりますと、県のほうでは現在も他県の状況を見て検討しているというような状況でもあり、浅川町においても他の団体の状況を見ながら対応してまいりたいと思っておりますが、今のところ、情報収集に当たっているところで止まっている状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これは浅川町も対象になるかどうか、つまり町立の、町が運営している児童クラブや保育所等について、こども園の保育士さんについて対象になるかどうか、そのこともまだ分からないんですか。分からないんですか。須賀川市では3月の一般会計の補正予算にもう出てきているんですって。それで2月3月分は全額、その増額の全額分を国が負担すると。ごめんなさい、2月から9月まで。2月3月分はまとめて一括して払ってもいいですよと、こういうところまで示しているはずなんですよ。新聞にだってそういうふうに出ているんだから。町に入ってくる情報がそんなに乏しいんですか。

私はもうちょっと積極的に対応していただきたいというふうに思います。今回のコロナの感染爆発に関しても小学校で発生したということで、児童クラブの先生方本当にコロナを身近なものに感じながら子供たちと接しているわけですよ。そういう労苦に報いようということで国がこういう制度をつくったんだから、それをきちんと活用してやるというのはこれは本当じゃないですか。もっときちんとやっていただきたい。町長、いかがです。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 9番議員の言うとおりに、全くそのとおりで思っております。本当に児童クラブの先生方には、本当にご迷惑をおかけしております。いつ自分がコロナにかかるのかと、そういう不安が毎日毎日あると思っております。そういう中で仕事をしていただいていることに、やはりそれなりのことは考えなくてはならないと思っておりますので、本当にすぐできるように担当課とよくお話をさせていただきます。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、3款3項災害救助費について、66ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、4款1項保健衛生費について、67ページから74ページ。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 4款1項、70ページ予防費に関してなんですが、3回目接種からだと思うんですけども、2回目もそうだったかな、ワクチン接種の日いち、これを町が指定するという方法が取られるようになりました。スムーズに行われるようになったのかどうか伺いたいと思います。

それから、予算書に出ているウェブ予約、これはどういうときにやるのか伺いたいと思います。

2点目として、73ページの健康増進事業費に絡んで保健協力員さんの活動内容、以前と違って新しい方向でやってもらうということだったんですけども、具体的にどういう活動内容になっているのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

まず1点目、ワクチン接種、地区日時指定にしてどうだったのかというところですけども、こちら2月に実施した65歳以上の3回目接種で初めて実施してみました。そのところ特にトラブルもなく、あと町民の皆様のご協力もあって大変スムーズに実施できました。ありがとうございました。

それで、これをもって3月に実施する60～64歳、今接種券発送しておりますけれども、こちらの60～64歳の方にたいしても日時指定で実施をするところです。それ以下、同じく3月にやっぱり50～59歳、あと50歳以下で6か月経過した方にも接種はしますけれども、その59歳以下の部分については従前どおり、皆さんスマホとか使える年齢だと思いますので、ウェブ予約にて予約を入れてもらって今現在進行中です。このウェブ予約サービスの委託料、これは令和4年度の部分なんですけれども、4月に実施します18歳から49歳までの3回目接種に関してもウェブ予約システム、こちらで使っていきたいと考えております。

さらに、あと今13歳から17歳も恐らく今後3回目接種というのが出てくるであろうと考えられますので、令和4年度もそういう若い世代に対してこのウェブシステムを使っていきたいと考えているところです。

次の2点目の保健協力員のところですけども、こちら、今年度令和3年度に大きく変更されました。以前は51名ほどいた保険協力員を19名にスリム化しました。どのような活動内容かというところなんですけれども、まず研修会に参加したり、あと認知症カフェと申しまして認知症の方のご家族とかその地域住民の交流会があります、そちらの運営の協力とかそういうものをしていただいております。令和3年度については、こちらの

ほうもコロナの影響でなかなか活動が思うようにできませんでした。

なぜスリム化したのかという背景なんですけれども、こちら今まで保健協力員の方、検診の受診勧奨を目的とした訪問活動を行っていただいております。そちらの活動もコロナとかの影響でなかなか困難になってきたということと、あと検診の個人情報の取扱いというものもなかなか厳しい面が出てきて、この辺は郵送のほうでカバーをしております。あと、その各行政区の中でも、この保健協力員の選出について2年に1回の人員選出がありますが、こちらが行政区によってはなかなか困難になってきたというところもあって19名としました。その19名という意味は、民生委員が同じくやっぱり各地区に、民生委員が町内に19名おりますので、その民生委員と同じ地区割りで19名にスリム化して活動を開始したということです。

以上です。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 72ページ、18節の特定不妊治療費助成事業交付金50万ですか、そのぐらいなんですけど、この何ていうんですか、該当者あるいは見積りの基礎、あるいは金額。最近国もかなりの経費がかかりますので、分類もありますけれども相当な国の交付金算定に入れて、人口減にも寄与しようというふうになってきているようなんですけれども、どれぐらい、どういう形であればお金がかかるのか。そしてその内補助金は幾ら出るのか。該当する推定は何人なのかお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

こちら、特定不妊治療費助成事業交付金ということで50万円見ております。その内訳ですが、医師の受診証明書に基づいて診療費を上限10万円で助成するものです。こちらは女性分として10万円、2人掛ける2回で40万で、一応男性分も1名10万円見ておまして合計50万となっております。

こちら、条件としましては今のところは妻の年齢条件が43歳未満であって、1年度に通算助成が2回、5年を上限としております。令和3年度は2件ほど利用実績がありました。

以上です。

○10番（角田 勝君） はい、分かりました。

○議長（水野秀一君） いいですか。

ほかに。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 細かいので恐縮ですが、8番議員言いましたように細かい経費の積み重ねという観点からちょっとお伺いしたいんですけれども、4款1項2目12節に水質調査検査、これ昨年私質問させてもらった覚えがあるんですけれども、多分2年度については15万2,000円、それで2年度から単価のアップをお願いされていたけれども予算編成に間に合わないということで、3年度から19万8,000円にするという回答をいただきました。これで、令和4年は今度27万になっていますので、実質令和2年度からすると5割ぐらいアップしているということになるんですが、これは何か特別な項目を追加したとか、それから単なる値上げだと

か、1年ごとの値上げになっているのか、今後の見通しも含めてちょっとお答え願いたいと思うんですが。よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

こちらの水質検査委託料につきましては、昨年度と同様の5か所、年3回、同様の検査となっておりますが、見積りを取ったところ検査単価の増というところでこのような金額になっております。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） ということは単価のアップで、令和2年度から比べると5割アップしたと、50%アップしたということによろしいんですか。

それと、前回は申し上げたんですけれども、生活環境の部分だけ検査しているんですよということでした。中身で検査する必要性のないものまで検査して単価を設定しているのであれば、もう一度その中身を見直してもらって、これは環境基準法に乗かって河川のほうの水質検査しているのであれば、必要な項目と必要じゃない項目がありますので、逆に言えば必要な項目の大腸菌だとかんかかは調べていないようですので、ぜひともその見直しをしてもらって必要なものと必要じゃないものを分けて、それで単純に業者さんが今回からこれをお願いしますって言ったからはいって言って、倍にも上がっているのには分かりましたって言ったら、また来年も上げたら上がるんですかね。ということなんですよ。

ぜひとも、これを含めて、せっかく水質検査をしているんですから河川がどのようにきれいになったとか何かの目安にもなるでしょうし、それでしたらばその部分をホームページ等にアップさせて、ホームページ上からもそういったものが見られますよとか、必要ないんであれば必要ないでいいんですけれども、そういったものも含めて町が費用をかけてやっている部分については、ぜひその辺までの流れというか検討をぜひお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

昨年度同様の4項目で上げてはおりますが、今議員がおっしゃったようなことも念頭に入れながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 木田治喜君。

○4番（木田治喜君） ぜひお願いしたいと思います。

プラス、多分人事異動等で変わっていますので、多分この方も昨年までの課長と今年度の課長との話の中でいろいろなされていると思うんですが、ぜひとも過去5年ぐらいのデータをきっちり持ってもらって、なおかつその中身をなぜ検査しなきゃなんないかという理由と、それがこれだけは公に決まっていることだから必要ですよという分別をきちんとしてもらって、必要でない項目はやめるというようなことで、CODは要らない、DOは必要、大腸菌も必要、ですから本当は3項目じゃなくて本当は5つ必要になるはずなんです、抜けているはずなんです。それで1個が多いんです。CODがいらなくてDOと大腸菌は必要ですから、ぜひと

もその辺のところの組み合わせをきちっとやって、もう一度見積りを取ってもらって、きちんとどうなっているのか調べてもらうのと、多分そういう水質検査しているところは幾らでもありますので、相見積を取ってもらって、本当にできないのか、その辺の検討もぜひ今後のためにもよろしくお願ひしたいと。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 70ページの予防費になるかと思うんですが、こども園と小中学校のコロナ感染予防についての予算というものはこの中についているのかということです。

あと、もしあるのであれば、どのような予防措置に予算が使われているのかということをお伺いします。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

こちらの予防費の中には学校等の予防関係は入っていません。あくまでもワクチン接種という部分の予算であります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） すみません、であれば、今言ったような予算どこについていることになる……どこかにはついていないということになるんですけれども、学校のほうの予算についているということになるのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

こども園関係とかにつきましてはそれぞれのこども園、あと学校関係につきましても学校のほうの予算にそれぞれ消毒費だとかそういった関係する費用については計上しているところでございます。

○議長（水野秀一君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） すみません、具体的には何ページになるのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 歳出のほうの10款、106ページ以降になります。浅川小学校費、それから108ページの浅川中学校費、それからこども園関係ですと112ページ以降の予算の中に計上しているところでございます。

○議長（水野秀一君） ここで、3時まで休息といたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時00分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

次に、4款2項清掃費について、75ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、4款3項上水道費について、76ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、5款1項労働諸費について、77ページから78ページ。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 労働諸費の町内企業雇用促進助成金について伺いたいんですけども、1人10万円で5人分ですよ。町内の企業で、地元から雇用するのが年間5人ぐらいしかいないというのちょっと解せないもので、今年度の申請状況、それから、地元から採用しても申請しない企業があるということなのかどうか伺いたしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 農政商工課課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

令和3年度の申請件数につきましては6件で60万円となっております。町内で申請しない企業があるかということですが、経営者協会や商工会の会合等で機会があるたびに周知しております。

また、広報あさかわのほうにも載せております。企業さんの間でも、口コミでこういう制度があるよということで広まっているようなので、漏れはないかなと思っております。

以上です。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） すみません、今の雇用助成金についてですが、町内の企業の基準、ちょっと教えていただければ。

○議長（水野秀一君） 農政商工課課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 特にこういった企業でなければならぬということはありません。

ただ、年齢のほうは30歳までということで、あと採用するほうで、浅川町出身でというような様々な条件がありますので、それが全て合致した方に対しての助成ということになります。企業に対しての助成になりますが、そういうことですので、該当する方が多い年もあれば少ない年もあるということだと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、6款1項農業費について、79ページから84ページ。

上野信直君。

○9番（上野信直君） これまでの議会でも度々質問しているんですけども、八紘園の環境対策に関して伺いたしたいと思います。農地費のところですね、83ページ。

特に、ブラックバスによる駆除というのが毎年のように、年ではないか、度々行われるようになりました。

この冬も水を抜いて対応するということがなされました。実は、八紘園が新たに整備されたときは、多くの有志の方が錦鯉や金魚を放したり、タナゴを放したりして、エビなんかも随分たくさんいて本当に豊かな池だったんですよ。ところが、そのブラックバスが放流されるということになって、それらが食べられたりなんだりしてしましまして、駆除しなきゃならないということで、水を干すということで、今までいた生物が全滅するというようになってしまったわけです。現在も、まさに今見てみると何もいない、死の池みたいな状況になっているわけですね。

これはもう、本当に何とか本腰を入れて改善しなければならないというふうに思うんです。基本的に、ブラックバスが放流されないようにする対策、これをきちんと取るべきだろうというふうに思うんです。

私、1つ参考になるんじゃないかなと思ったのは、南湖公園、あそこは池の周りにくいを打って、針金張って、ルアー投げても上げられないというようにしたんですね。それがどういう効果があったのかどうか、よく分からないんだけど、結構いろいろ対策ってあるんじゃないかと思うんですね。

私は、町民の皆さんが本当に憩えるような八紘園にするためにも、そういうブラックバス対策については本腰を入れて取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、お考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長。

○町長（江田文男君） まさにそのとおりだと思っております。八紘園が本当に桜並木、そしてまた高齢者から子供まで散歩に来ているのは私も重々知っております。それで、そういう中で、今ブラックバス駆除のため、今水を抜いていると思われまして。このブラックバスは八紘園だけではないんですよ。各地域の池がほとんどそうだと思っております。土日なんていうのは、ブラックバス釣りに来て、結構にぎわっているんですよ。そういう中で、町としても大変苦慮しております。今後、本当にどのように皆さんが楽しめるか、本当に研究課題だと思っております。

そしてまた、商工会の青年部が今度、八紘園のほうに力を入れてPRしたいということでもありますので、町としても、力を貸して一緒にやっていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 82ページの4目ですね、水田作物振興補助金についてお伺いしたいと思うんですが、1,500万円ですね。飼料用米関係、1袋1,000円の助成も入っていると思うんですけども、これ、先ほどの補正で1,900万、トータルで1,900万になるんですよ、令和3年度。今年トータルで1,500万。これ県のほうの、何か今年は4%、累計ですか、福島県では4%ほど増やす必要があるなという報道もございました。

そしてまた、2018年度の減反政策ということが廃止になったんですけれども、それによって今度は逆に、今まで減反割当てがあったものが、水稲作付面積を配分するような形になってきているのかなと思うんですが、この広報に当たっては、各農家に水田、水張りですね、水稲作付面積ですか、こんなのを個人に配分するのか、またそれと併せて、この飼料作物の生産についても各農家に配分しているのか、あるいは水田作付計画を満たさないために、その不足分をこの飼料用米で対応していくような状況なのかということをお聞きしたい。

それと、4%を増やすとなると去年の実績でいうと1,900万ですか、また今年のこれ、歳出の補正で2,000万、あるいは2,000万以上の補正を組むようになると何か天井知らずになっちゃうような気がするんですが、その辺はどのように対処するかお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 農政商工課課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

水田作物振興補助金の件でよろしいですかね。

こちら、議員さんのほうからお話しあったとおり、飼料用米、飼料作物、振興作物等を作付した場合の、町単独の助成ということになります。1袋1,000円ということでやっております。こちら、国・県のほうで進めております水田活用の交付金の町単独分として町独自で交付しているものでございます。こちら、来年以降も国・県のほうでは主食用米への転換を進めていくそうです。ただ、国・県のほうではいろいろ減額とかあるようですが、町のほうでは今年度までと同じく1袋1,000円ということで考えております。

令和3年度の実績で1,900万ほどになっておりますが、令和4年度は当初でまた1,500万ということで計上させていただいて、状況を見て減額なり増額なりしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） これ、別に飼料用米生産は各農家に割当てするということはしていないんですね。していない、そうですね。この通知は、1,500万というと1万5,000袋ですか、これはどういうふうになら農家からあれするんですか、作る量、生産量。割り当てない。

今言った、私が先ほど言ったように、水稻作付面積の割当てはやっていないんですか。それもなかったですね。割当てはやっていないんですか。やっていないということになれば、これ別に、飼料作物ですね、これだけの予算つけて、あるいはもっと多いかもしれませんけれども、2,000万くらいになるか、去年は1,900万、一応補正で1,900万ですから、2,000万になるんだか2,300万なるんだか。最初言ったように、4%増やすというのはあれですから、県のほうでは、どんどん増えていくような状況になってくるということなんですかね。

それともう一つ、石川管内、近いのは石川管内ですね、飼料用米に対して1袋1,000円の補助をやっているところはどこかあるんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 農政商工課課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 今現在は、減反等の面積の割当てというものはございません。こちら、春に行います農業相談会のほうで、細目書のほうで作付面積等を確認しまして、それに基づいて作付したものに対して交付している次第でございます。

こちらですね、管内でやっているところは浅川町だけで、ほかにはございません。これが、先ほど申し上げましたとおり、国・県のほうで非主食用米への転換を強力に進めていたと。それによって、水田活性化交付金等がありました。それがありましたので、今年度までは主食用米を作るより、逆に非主食用米等を作ったほうが米価が下がっているということで、そっちのほうが率がいいとか割がいいということで、面積のほうを大分、令和3年度に伸びております。

ただ、今回、来年度から国のほうの交付金のほうも下がってくるようなので、どこまでこれ伸びが続くかと

いうのはちょっと読めないところではございます。春の相談会等でどのぐらいの作付面積か、なるかを確認してから、その金額的なものですか、大体確定してきますので、それによって補正なりさせていただきたいとは思っております。

今後につきましては、あまり金額がどんどん、議員おっしゃるように2,000万、3,000万とどんどん大きくなるようでしたら、あくまでもこれ町単独事業ですので、町への大きな負担にもなってくると思います。そこら辺と、あとまた国の助成金のほうが下がるという、交付金の下がるということもありますので、そのバランスを見まして、今後検討していかなければならないかなと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 今課長から話あったんですね、昨年までですと、飼料用米のほう食用米よりも2,000円から2,500円高くなっているみたいですね、去年の場合は。この1袋1,000円というのはあります、要件ですけども、それに関すればですね、天井知らずでは、今の生産の状況で分かりませんが、値段によって。ただ、この辺は交付金額等を考えると、よくよく検討して実施していただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 農政商工課課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） ただいま議員のおっしゃられたとおり、今後、金額等、制度の内容等、そこら辺も含めて十分検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） じゃ私のほうから、82ページの3目18節担い手育成支援事業補助金、令和3年度は当初200万でしたけれども、その後補正が入っています。その中で、請求の中での件数と、一番高額の請求があったのは幾らか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（水野秀一君） 農政商工課課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、令和3年度の申請件数ですが、現在のところ9件となっております。こちら上限額は50万円ですので、上限の50万円までの申請は3件となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） これ50万と一応頭切られているんですけども、今、農機具関係とか、そういう部分、かなり高額な金額になっていますよね。だからこの辺もある程度上乗せしないと、これから担い手、農機具等の購入、大変な時代になってきます。その部分で一応、若干見直し考えてはどうかと思うんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町では様々な補助を出しております。今後、補助を出していいものと削減しなくちゃい

けないものを今後やっていかなければ、補助、補助で大変でありますので、今後検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 82ページの、1つは通告しておりましたけれども、特別栽培米の取組の助成金ですね、104万4,000円ですか、これは説明によりますと漢方米、これとタイアップした形で取り組んでいるんだということですが、その取組の要件ですね、例えばこういうふうに作ればいいのだと。ただ漢方の肥やしを使ってやれば、それだけでオーケーだということではないんだと思うんですが、それらの要件と、今、特別栽培米に取り組んでいる農家は何世帯ぐらいで、どういう数量なのでありますか。と同時に、新たな人がやはり、この特別栽培米に取り組みたいということであれば取り組むことができるという、そういうものなのでありますか。そのことが1つです。

もう一つは、これは通告には出さなかったんですけども、いわゆる3目のほうの、この同じ82ページの次年度作付準備金10万と、こうなっているんですけども、金額的には少ないんですけども、これはどういう準備金なのか。と同時に、今年補正予算でも組みましたけれども、いわゆる種子の助成をやるということで決めましたけれども、その種子、今年の種の補助金の算出の仕方、これはどういう形でやるんでありますか。例えば、今、作付の細目書、そういうものが3月ぐらいにはもう出して、町のほうでも、あなたの場合にはこれだけの希望する転作面積ですよというものは、例年どおり出すんだらうと思うんですが、それはどういう形で補助の基準とするのでありますか。

例えば、面積割とかいろいろあると思うんですけども、そのことで、とりわけ大きくやっている方からこういう要望も出ました。種については、やはり昔からの方法で原種を買って、次の年1年は、自分の家で採取して、使う量の半分ぐらいは自家採取でやるんだと。そういう方々にも種子の助成金ですかね、そういうものはちゃんとされるんでしょうねと、こういう質問もありまして、私は、恐らくこの面積割が一番問題ないものであるから、座談会なんかで町からのいわゆる作付に基づいて、共済の細目書のあれに基づいて、そういう面積を調査してやるのではないのかなと、こういうふうに言っていたんですけども、その辺、状況も併せてお伺いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政商工課課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、まず特別栽培米取組助成金のほう、ご説明いたします。

こちら、各個人に助成しているものではございません。花火の里あさかわ漢方資材栽培米生産部会、部会のほうに助成をしております。令和3年度の計算の基準ですが、1俵当たり300円で、令和3年度は10アール当たり8.8俵取れるという計算で助成のほういたしております。令和3年度の部会のメンバーは18名と聞いております。

新たに取組ができるのかどうかということですが、こちら個人ではなく生産部会のほうに助成しておりますので、生産部会のほうに入って栽培のほう取り組んでいただければ、該当になるものかなとは思えます。

続きまして、82ページの次年度作付準備金です。こちら、台風災害の後に国・県・町の工事等によって、そ

の年、農地の作付ができなかった田んぼ、畑含みまして、できなかった方に対して、次の年の準備のためという事で面積に応じて、工事等により作付できなかった面積に応じて助成するものでございます。

あと種代の補助につきましては、一応面積ではなく購入した量によって、1キロ当たり450円ということで考えてはございます。ただ、議員さんのほうからお話あったようなケースもございますので、なるべく漏れないように助成のほうはしたいと考えておまして、今現在もJAさん等とどんな形でやれば一番いいか、申請者の方の手間が少ないような申請方法はこういったものがあるか、また、県の150円の助成のほうもございますので、そういったものを参考に、こういった形でやるかを検討している段階でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

ただ、いわゆる特別栽培米は個人ではなくて生産組織にやっているんだということでありますが、これはその生産組織に申し込んで、そして、ぜひ私もそういうところに混ぜてほしいという、そういうことになるのかなと思うんですが、ただ、それはやっぱり町がそういう特別栽培米を増やしていく、そういうものにもつながるわけですから、生産組織にも広くやっぱり該当者も増やしていくという、そういう方向をやっぱり町も指導してほしいと思うんであります。

それから、10万円の作付準備金については分かりました。

それから種子の助成について、今いろいろ自己採取の、そういうことなんかも含めて、購入した、そういう購入料に基本的には基づいて助成したいということですが、購入するというのもいろいろやっぱり、いろんな形態が出てくると思います。JAだけではないと思うんですね、そういう集荷業者なり、あるいはそのほかの協同組合なり、そういうところからも購入している人もいるだろうし、今言ったように自家採取でやっている人もいるということ、その辺を十分検討したいということで、そのことについても自己採取についても該当させる、そういう含みの答弁でありましたので、了としたいと思うんですが、ぜひ、せっかく町が苦勞して、課長なども苦勞して、そういう助成をつくり上げていったのに、運用者の中でいろんな問題が起きないように、今言われたような形で、ぜひ実施してほしいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、6款2項林業費について、85ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、7款1項商工費について、86ページから89ページ。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 87ページの商工観光費に関して、商品券の発行事業、商工会のね、これ、30%のプレミアムということで想定しているのかどうか、1つ伺いたいと思います。

それから2点目ですが、同じページの観光費の絡みで、私は浅川町の美しい風景のフォトコンテスト、これ

を行って、優秀作品を町のPRにどんどん活用していくと。せっかく美しい自然があるわけなんですから、これを積極的に生かす、こういう取組としてフォトコンテストを町が主催すると、こういうことを考えてはいかがかというふうに思うんですが、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 農政商工課課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

まず1点目につきましては、商品券発行事業は、令和3年度と同じく30%プレミアムの1,200組を発行するというので、商工会のほうから金額のほうの要望が上がっておりまして、その額で載せさせていただいております。

2点目のフォトコンテストの件につきましては、非常にいいご意見いただいたなと思っております。来年度以降、いろいろ商工会や関係団体等と協議、検討しまして、より浅川町をPRしていく事業を考えていきたいと思っております。

以上です。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかに。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 87ページの負担金補助なんですけれども、商工振興補助金、説明では局長分180万増で860万円ということですが、この概要をお聞かせください。

○議長（水野秀一君） 農政商工課課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

こちら、初日の予算説明でも説明いたしましたとおり、事務局長の人件費として、月15万円の12か月分ということで180万円の増額となっております。

商工会の今現在の局長、一度終わりまして、延長、延長という形で来ております。次の事務局長を探してはいるようなのですが、なかなか適任の方がいないということで、また再延長ということをお願いしたようでございます。

ただ、3年目の延長になってしまいますので、商工会の人件費につきましては県から来ているものですが、それがもう来なくなってしまうという話を聞きました。そのため、事務局長分は何とか町のほうの商工会運営の補助金の中で見てもらえないかという要望がありまして、令和4年度につきましては180万円の増となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 確認ですけれども、そうすると、去年までは県のほうから来たのと、今度は3年目で来なくなっちゃったんで町で持ち出すということですね。分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） それに併せてなんですけれども、ということは、延長になって、それが県から来なくなったので、町がその分を補助します。金額云々は別に構わないんですが、そうすると、人が変わったらまた県

から補助が来るということですか。同一人物だから駄目ですよという意味なんですか。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） はい、そのとおりです。一度、現在の局長さんは既に任期とか定年にはな
って終わっておりますので、何と言えいいか、今までは来ていたものが来なくなったということで。また、
商工会の職員として配置されれば、それは来るものかとは思いますが。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） ということは、商工会の人事権というのは、浅川町になくて県のほうにあるという理解
でよろしいですか。人採るといふ、ひもつきじゃなくて、誰々という限定された中でのひもつきなっていると、
そういうことで、理解でよろしいですか。ということは、来年、令和5年、例えば新しい人が採用されました
よと、事務局長に。そうしたら、また県から補助が来るということでもよろしいでしょうか。860万から680万に
こうやって下がってくるということでもよろしいんですか。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 申し訳ありません。ちょっと私の認識が間違っている部分もあるようなので、
ちょっと整理しまして、後ほど答えさせていただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 多分間違っているんだと思います。そういう枠組みじゃないと思います。固定したもの
の中でこの人の採用、同じ人だったら駄目ですよ、じゃ違う人だったらオーケーですよというのは、今のこの
労働ですね、どんどん定年延長して、局長でも何でもやって70歳で、何歳でも働きましようといった方針から
すれば、非常に外れている考え方なので、多分そういう意味合いで退職金がアップしたんじゃないだろう。
私もこれを質問しようと思っていたんですが、多分回答が、事務局長が延長になったら、県からでも何年も
過ぎてても駄目だから町が補助するんですよという回答じゃないと私は予想していたんですが、予想に反してし
るので、ちょっと詳細調べていただけませんか。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 多分課長が忘れていると思うんで、思い出してほしくて、ちょっとだけ質問とヒントと
いうことで。

商工会の設置要綱というのがございまして、浅川町の事業者数が200を割ってしまうと局長の設置自体の基
準から外れるというものがあって、暫定措置というものがあまして、何年間か減少を、徐々に減らして最後
はゼロになりますよという暫定措置が終わってしまうというやつを多分課長、今思い出したと思うんですけれ
ども、そういうのがあったというのも一つのそういう局長の設置要綱の中の金額に盛り込まれているというこ
とを、多分、今課長は思い出したと思っておりますので、その辺、課長、大丈夫ですか。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） どうもありがとうございました。

今、須藤議員からおっしゃられたとおり、3年目で暫定的に下がって行ってゼロになってしまったというこ

となので、その分を補助金のほうで見てほしいということでございます。ちょっと言葉足らずというか、言い方が悪かったことは申し訳ございませんでした。

○議長（水野秀一君） 木田治喜議員、それでよろしいですか。答弁、後から。

○4番（木田治喜君） それでいいですけども、そうすると、これ補助金というのはあれですよ、浅川町補助金交付規則から来ているんですよ。そうすると、その妥当性をきちんとやってほしい。役所内で。なされたかどうかという質問していると思ったんです、本来は。妥当性ですね。ただ、もろもろの事情は、今同僚議員から聞いて分かりましたけれども、じゃ、それに合わせて町としてはどういう指導をして、どういう投げかけをして、オーケーだよ。じゃこの補助金を決めていこうということがオーソライズされているのかどうかということをお聞きしたいと思ったんで、もう少し課内でもんでいただきたいと、はっきりさせていただきたいと。

こういう変化点というのは、大きな変化点なので、町活性化にぜひ必要な振興策だと思っていますので、私も。だから金額が多い、少ないの話をしているわけじゃなくて、その妥当性というものをしっかりつかんでおかないと、本当に青天井でどんどん上がってくるという形になりますから、ぜひともその辺の検討をお願いしたいということです。

以上です。結構です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款1項土木管理費について、90ページ、91ページ。

ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 91ページの18節の急傾斜の防止対策事業の計画ですね、これは西今田と、今やられているのは西今田ですね。それから東今田のほうもやるんだというふうな説明がありました。これは、何年計画になるんですか。急傾斜ですから非常に工事も大変な工事なんですね。しかし、これはやっぱり、何ていうんですか、自治体の負担なしに公共事業でやるということなんで、進めてほしいなというふうに思うんですが、その点をお伺いしたいと思います。

もう一つは、これ関連しておりますんで、12節の大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画作成ということで、4地区17か所というふうに説明がありましたが、これも具体的なご説明をいただきたいと思うんです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

初めに、1点目の急傾斜地崩壊防止対策事業の年度計画でございます。

現在は福島県の事業で西今田地区、東今田地区を取り組んでございます。どちらも主に4年計画で県が事業を進めております。西今田地区は令和元年度から令和4年度、東今田地区は令和2年度から令和5年度の予定で工事を実施しているところであります。

それから、2点目の大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画作成業務委託料の件でございますけれども、

こちらにつきましては、ちょっと概要のほうを改めましてご説明を申し上げたいと思います。

こちら、予算書のほうで第二次というふうに表示されておりますけれども、第二次なので第一もあったのではないかということも疑問になる点だと思いますが、予算上上がったのは令和4年度からが初めてでございます。

この事業の経過なんですけれども、大地震が多発する中で、沢や谷に大規模な埋め立てられた宅地造成地、または傾斜地などに腹付けした地盤におきまして、盛土の地滑りの変動、滑動崩落が生じて甚大な被害が発生しているというような状況があります。このような中で、国が宅地耐震化推進事業というものを創設いたしております。この宅地耐震化推進事業につきましては、平成7年の阪神淡路大震災、平成16年の新潟中越地震などにおいて、大規模盛土造成地が盛土と地山の境界面や盛土内部を滑り面とする滑動崩落現象が確認されたことから、平成18年の宅地造成等規制法の改正に伴って創設されたものであります。これに伴いまして、現在地方自治体では、大規模盛土造成地の調査、変動予測調査などが順次実施されているところであります。

この変動予測調査は大きく3段階で構成されまして、第一次スクリーニング、スクリーニングという言葉につきましては、選別、抽出、ふるい分けというふうな言葉だと思います。第一次スクリーニングが大規模盛土造成地の抽出、第二次スクリーニング計画、こちらにつきましては、令和4年度実施するものでありまして、危険度評価、詳細調査の優先度判定。

続いて、これは該当になればということになりますけれども、令和5年度以降、第二次スクリーニング、こちらは計画という文言がないものであります、第二次スクリーニング。こちらにつきましては、現地における詳細調査、安定性の検討というような大まかな流れになります。

第一次スクリーニングにつきましては、これは国のほうで実施いたしました。令和元年度に実施いたしました。この国で実施したものに基きまして、浅川町における大規模盛土造成地が該当するかということで、該当になったのが4地区17か所という内容でございます。

なお、この大規模盛土に該当した4地区17か所につきましては、町のホームページでマップですね、おおむねの場所のマップを公表しているところでございます。

そして、令和4年度の第二次スクリーニング計画につきましては、先ほど申し上げました危険度評価と優先度判定というものをを行う予定であります。この第二次スクリーニング計画に基きまして、3段階の優先度評価があります。A、B、Cありまして、Aになりますと第二次スクリーニングに移行します。

Aの場合ですと、形状の変化が認められる造成地。それから地下水が高く盛土が脆弱と思われる造成地、これがAです。優先度が高いということになります。

Bです。Bは経過観察ということになります。今後異常が認められた場合、改めて二次スクリーニングの実施を検討する造成地。こちらがBです。

Cにつきましては、存在の把握という形になります。形状変更や湧水が認められなかった。基準年以降の造成地、比較的新しい造成地。こちらの基準年につきましては、昭和37年以前か38年以降かというような基準になっております。

現在のところは、この第一次スクリーニングが終わりまして、大規模盛土造成地に該当するということが判明したところまでとなっております。ただし、直ちにこの大規模盛土造成地になったからといって、直ちに危

険だというふうなことではございません。そちらのほうも、ホームページのほうではそのように掲載をいたしております。

ちなみに、大規模盛土造成地の定義ですけれども、谷を埋め立てた宅地等で、盛土の面積が3,000平米以上の盛土造成地、こちらを谷埋め型というふうに定義しています。それから腹付け型ということで、傾斜地盤上に盛土した宅地で、盛土する前の地盤面の傾斜が20度以上かつ盛土の高さが5メートル以上の盛土造成地、こちらが腹付け型という形になっております。

以上、第二次スクリーニング計画の概要について説明いたしました。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 西今田と東今田については令和5年までというふうな計画で、引き続きやられるのか、あるいはやられるということになって現在進行中と。今、西今田の2年目ですか、今年は2年目でやられて、住宅のすぐ後ろやっておるんですけれども、そうすると、東今田までは計画がなされてやれるというふうなことで、これは県の事業でありますから、そこまでは計画がされたというふうなことで、引き続きやられるというふうに理解してよろしいんだと、そういうふうに理解します。

ぜひ、これは地元の負担がなくて、公共事業でありますから、きちんとした急傾斜の崩れに対応する工事ですので、積極的に進めていただきたいと、引き続きお願いします。

それから、そのスクリーニングについては、これホームページでというふうなお知らせしているんだと思うんですけれども、盛土の4地区というのは、参考までにどこと、どこと、どこと、どこなんですか。例えば、浅川町のいわゆるニュータウンなんかこの部類に入るんですか等含めて、箇所づけをお願いしたいと思います。

そしてこれは、そういう形でこれずっと調査をやって計画を立てると、それから、ではその計画に基づいてどうするんだというのはまだ決まっていないんですか。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 4地区17か所について、どこまでちょっと詳細に申し上げていいか、ちょっと今判断に迷うところではありますけれども、民間地を含みまして、工場の造成地で1か所、それから宅地の造成地で1か所、それから娯楽施設に関係することで15か所……、失礼しました、2か所ですね、2地区です、2地区。娯楽施設に関係するところで2地区になります。

初めから申し上げます。工場に関する造成地で1地区1か所、それから宅地に関する造成地で1地区1か所、娯楽施設に関係する造成地で2地区15か所というふうになってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

角田勝君。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

それらに計画が、例えば出来上がった段階では、その後は、それからはどういうふうにかするの、まだこれからのことであって、県などとも、国などの要綱に基づいて進めていくということになるわけですか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 失礼いたしました。

先ほど申し上げましたのは優先度評価判定ですね。ABCという説明がありましたけれども、特に令和4年度の第二次スクリーニング計画におきまして、問題がないという場合にはCということで、問題がないというのは形状変更や湧水がないと。それから、基準年が新しいといったようなことでCという判定になりますと、存在の把握ということで大規模盛土造成地であるということの存在を把握しているという状況にとどまるということになります。

それからBですね、経過観察ということになりますと、今後異常が認められた場合、改めて第二次スクリーニング実施を検討する造成地ということで、今現在は異常はないけれども経過観察しようというような内容です。

A、優先度が高いというふうになりますと、第二次スクリーニングということで、令和5年度の詳細の調査のほうに移行するというようになります。その第二次スクリーニングですね、令和5年度以降で調査した結果、大地震時に変動のおそれがある箇所があるということになりますと、滑動崩落防止事業というものに移行しまして、造成宅地防災区域の指定など県の指定を受けて対策工事を行うという形になっていきます。対策工事が終わりましたらば、その造成宅地防災区域の指定の解除などが行われるというようになっております。

ちなみに、ほかの自治体で先行してやっているところもありますけれども、第一次で1,000か所ぐらい抽出されまして、令和4年度に予定しています第二次スクリーニング計画、これを実施したところ、1,000件中6件程度がそういったものに該当になったというような事例もございますので、今回の17か所がもしかすると全てにならないかもしれないし、該当になるところも1か所程度出てくるかもしれないというような状況は、今のところはまだ大規模盛土造成地であるという把握がされているというような状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「はい、分かりました」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 上野信直君。

○9番（上野信直君） 91ページの県道社田浅川線に関してなんですけれども、大体旧表郷村の区域はほぼ終わりそうで、大変よくなっていると思います。あとは少し残すだけ。いよいよ、こうずっと西に来て、浅川に来る途中の一色地区の部分の改良ということになってくるんだと思いますけれども、この部分の見通しについて伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

県道社田浅川線の一色地区の改善の件でございますけれども、期成同盟会におきまして、過去長年にわたって県に要望している箇所でございます。それと、昨年度もこの期成同盟会につきましては、新型コロナウイルス対策のため会議は行われませんでした。ただし、今までも過去の総会においては、重要な課題として現状の

報告はされております。

なお、その当時の報告の内容につきましては、過去に平成26年、28年に地元説明を行っておりますが、同意が得られなかったというところで、今のところの実施は困難だということで、路線の変更も検討されているというようなお話は何つてはありますが、具体的に地権者との関係もありまして、どこに路線を変更するんだというような方針は示されていないところです。残念でございますけれども、現状でこれまでと大きな変化がなく、見通しが立っていない状況でございます。

○議長（水野秀一君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款2項道路橋りょう費について、92ページ、93ページ。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 8款2項の、92ページ、道路維持補修員、今回2名増員ということであります。これ国・県道の草刈りも、これ町で積極的にやるということでよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

基本的には草刈りににつきましては、増員分の道路維持補修員さんにつきましては、基本的には町道を考えておりますが、これまでも町道に接する国・県道の交差点など、見通し改善のために作業員さんで対応した箇所もありますので、草などによって見通しが悪く危険だと判断されるような交差点につきましては、今後も町道部の作業に合わせて実施したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 上野信直君。

○9番（上野信直君） 町民の、その時期になると草がいっぱい生えて見通しが悪いというのは、国・県道でもあるわけでありまして、これ積極的にやっていただきたいなど。

もし、本来は県の仕事だということであれば、県と話をして、この費用負担をどうするかということも話をして一文盛ってもらえれば、町としてはいいのかなというふうには思いますが、いずれにしても、町民の安全確保の観点からは、国・県道についても積極的に危険箇所についてはやっていただきたいなというふうに思います。再度伺います。

それから、今までは募集しても人が集まらなかったんだということが何年も言われてきました。今回増えたということは、これは報酬を引き上げたとか何かあるんですか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

報酬につきましては、特に……

その前に、国・県道の草刈りの件につきましては、なるべく国・県道の危険だという箇所、交差点だけに限らず、草が伸びていて危険だというような箇所があって、町民の方からそういう声があるような場合につきま

しては、なるべく対応したいと考えております。

それから報酬につきましては、特別、令和4年度から報酬が上がったというようなことはございません。ただ、毎年会計年度任用職員になりまして、毎年昇給がございます。

なお、給料につきましては、町職員の給料表に基づいて会計年度任用職員の給料表を作成しているところがあります。それによって、継続勤務している職員につきましては昇給があるということでもあります。ベースアップとかにつきましては、人事院勧告による改定がなかったため、据置きというような状況になっております。以上でございます。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款3項河川費について、94ページ。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 94ページの工事請負費で、町内の河川の堆砂状況をやるんだということでもありますけれども、どの河川をやるのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

河川費の工事請負費堆砂状況ですけれども、基本的には行政区から要望が上がっている箇所を優先に実施したいと考えております。要望のある箇所なんですけれども、里白石地区の湯ノ下川、それから山白石地区の日影川が要望が出ております。

また、それ以外でも、畑田川についても、ちょっと今後は環境整備ということで堆砂除去は進めていきたいと考えております。

以上です。

〔「はい、分かりました」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

角田勝君。

○10番（角田 勝君） 道路河川橋りょう費でありますけれども、里白石の地域で河川なんかをまたいだりしながらも、ガードをくぐらなくてもよいような道路の、迂回路を造るというような要望が出されていると。しかも、地権者の同意書もつけたというような話も伺ったんですが、それは、途中、橋なんかも架けるようになるかと思うんですが、その辺はどういうふうにかこの本予算では措置されているんですか。あるいは、これから来年に向かってそういうものが出されていくということになるんですか。お伺いします。

○議長（水野秀一君） 角田議員、ちょっと、河川費のほうなんです。

〔「93ページなんだけれども、これ河川なんか関係しますから。特に94ページに」の声あり〕

○議長（水野秀一君） それは終わっていますから。94ページの河川費の。

じゃ、建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

里白石木和田塚線の計画についてでございますが、一部未改良部の改良計画についての予算を、12節委託料の390万円のうち80万円程度を調査概略設計業務として計上いたしております。これは、令和3年1月に里白石地区、それから山白石地区の町民の方より、水郡線ガード拡幅の陳情書の提出がありました。長年実現できていないものであるため、実現もなかなか難しいものであるため、里白石行政区長に別ルートでの意向を伺ったところ、おおむね地権者の了解が得られたということで、水郡線のガードを経由せずに農道を利用した拡幅を希望したいということで、要望があったものになります。振興計画や社会資本整備総合交付金事業にはまだ計画はされておりませんが、令和4年度で調査目的ということで概略設計をし、要望のあったルートで工事実施が可能であるかなどを検討するものであります。

概略設計において実現可能となれば、振興計画や社会資本整備総合交付金の事業計画を行い、染小貫線の事業完了後に着手することを目標にいたしております。

以上でございます。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款3項河川費について、94ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款4項都市計画費について、95ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款5項住宅費について、96ページ、97ページ。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、9款1項消防費について、98ページから100ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款1項教育総務費について、101ページから105ページまで。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款2項浅川小学校費について、106ページ、107ページ。

1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） すみません、先ほど申しました教育費全般になってくるかと思うんですけども、こども園と小中学校のコロナ感染予防についての予算はあるのかということ、どこに当たるのか、もしあるのであれば、どのような予防措置に予算が使われているのか伺います。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

それでは、各小学校、中学校、こども園のほうにそれぞれ予算として、項目として計上してございます。消

耗品関係ですと、例えば、使い捨ての手袋であったり、ペーパータオルであったり、ティッシュペーパーであったり、そういったものをコロナ対応ということで予算を計上してございます。こちらのほうは、需用費の中の消耗品という形で計上してございます。そのほかに、消毒液、そういったものにつきましても、医薬材料という形でそれぞれ予算を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） こども園や小中学校でコロナ感染が急激に増えました。様々な原因が考えられるわけですが、まだ施していない措置があるかと思えます。コロナ感染は、主な感染要因として接触感染があると思えます。小まめな手の消毒や、指先で顔を触らないようにすること、3密にならないようにすることなどあるかと思えます。

ですが、送迎バスですね、この間このお話も出たと思うんですけども、送迎バスの中で感染したんではないかというようなこともあるかと思えます。送迎バスであれば、手すりや椅子の消毒をまず徹底してやるような予算になっているのか、そのようなことをやるような方向であるのかということを確認したいと思えます。

学校のトイレでまだやっていないようなことがあるかと思えます。このトイレですね、手に触れて、それは地肌や何か触ったりするような場面が出てくると思えます。特に個室の便座のあるトイレですと、便座からお尻が直接接触と思うんですけども、それが地肌に触っていると、接触感染になるというようなことがあるかと思えます。そして、その個室トイレ入るときですね、ドアを操作するかと思うんですけども、そこでも触って、そのままの状態トイレの中に入ってしまうと、拭くときに、個室トイレの便座で用を足しまして、それで前後に地肌に触れて、触ってしまうというようなことがあると思うんです。なので、個室トイレの中にもその消毒液が必要であるのではないかという。その便座をまず消毒しないと、次々にそこで感染が起こってしまうようなことがあるかと思えます。

ですので、個室の便座のあるトイレの中、トイレの中ですね、にも消毒液を置いて、その便座を拭いて、そしてまた用を足す前に、手をまた消毒をするというようなこともやっていかないと、接触感染ということが次々に起こってしまうというようなことがあるかと思えますが、そのような感染予防のために予算、消毒液を置く、設置するような措置が必要であるかと思えますが、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

まずバスの関係であります、バスのほうにつきましても、まずバスに乗るときに消毒液のほうを置いてありますので、そういった部分でまず子供たちに消毒をしていただくような形の対応を取っております。

それからバスを降りてからになります、こちらのほうにつきましても、委託業者のほうで手すり等、そういった部分も含めて消毒作業、換気も含めて対応をしていただいているところであります。消毒液につきましても、こちらのほうで購入して運転委託業者のほうにお渡ししてお願いをしているという状況でございます。

それから、接触感染という形のお話をいただいております。こちらのほう、まさにご指摘のとおりだと思います。そういった状況も踏まえまして、さらに手洗い、そういった部分の徹底、まずこちらのほうの徹底をした上で消毒ですね、そちらのほうも付け加えた形で対応するというような対応のほうを、改めて周知徹底のほ

うを図っていききたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） これは学校施設ということで申したわけですが、庁内感染を拡大させないという意味もありまして、この役場内もトイレの中には消毒液あるんですけども、個室トイレのところですね、便座があるトイレのところにはないというようなことで、ここでまた接触感染になっていくのではないかとというようなこともあるかと思えます。役場や公共施設、家庭内でも何かこのような措置、こうやったほうがさらに感染予防できますよというようなことをやっていく必要があるのではないかと思います、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まさにそのとおりで思っております。これ、回覧板とかで出して注意喚起はしておりますつもりであります。

あとは、本当に一人一人、個人の徹底した3密、手洗い、マスク、これをしていただければ、そんなに増えることはないと思っておりますので、さらに注意喚起をしていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款3項浅川中学校費について、108ページ、109ページ。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 3目建設事業費というのが新たにできたということでご説明を受けました。それで、私もちょっと一般質問もさせていただいたのでおおよそのことは分かって、ようやくこういう形でできたなということで、いろいろご苦労はあったと思うんですが、ただ、その一般質問のときにちょっと1つだけ忘れたことがあります、これお伺いしなきゃならないなと思ったんですが、委託費として設計業務委託料で6,300万ほど計上されています。今の主流はほとんどのところというか、これから新たに建てる場所は、人口とか子供数の多いところは別なんですけれども、ある程度の地方に行くと2階建てが主流ですね。これは周りの環境を考えたり、それからコンパクトにしたり、いろんな意味で今2階建てが主流になっています。浅川中学校は3階建てでいくんでしょうか。ちょっと最後にお伺いしたいんですが。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

現在のところ、3階建ての予定で進む計画をしてございます。こちらのほうは、やはり敷地の関係もございまして、限られた敷地の中で有効に建物を建てられるという形の計画で考えてございます。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） そうすると、これ前もいろいろお話しさせてもらっているんですけども、小学校が来ることを前提に浅川中学校を3階建てにするということですね、今の回答は。ということは、今の建設検討委員会、これ当然、小学校・中学校建設検討委員会というふうにならないとおかしいんじゃないでしょうかというのは、前もお話しさせてもらいました。じゃこの建設検討委員会というのはもう、この間の教育長に対する結果報告で終わりなんでしょうか。再度お伺いします。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 今回の検討委員会につきましては、小学校の建設を見据えた形ではありますが、あくまでも中学校の建設に係る検討委員会という形で報告、検討の委員会の設置をしてございますので、今回の建設の委員会につきましては、今回の中で終了という形になります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 例えが変でちょっと申し訳ないんですが、例えば我々家を建てる時、2世帯住宅建てましょうと。おやおふくろが入ってくれる予定だから建てましょうと。それはもう現実的に、じゃ必ず家のほうに入りますねということは建て物を建てますよね。ということは、小学校の構想が何もできていないところで、小学校が来る予定だから、その敷地が小学校の分が外れちゃうんで、中学校の敷地が狭くなるから3階建てにするんだということであれば、何か、何ていいますかね、何の担保もなく、何の構想もなく、非現実的な構想の下に3階建てという、費用からすれば2階建てと3階建て相当違うと思うんですが、そういったものを推し進めるということであると、私はそれだったら、小学校、中学校、それはいずれは小学校来る、来ない、別としても、小学校・中学校建設検討委員会という丸の中でやって、大規模な工事として中学校を建設しますよというんだったら話は分かりますと。それで、第2期で今度小学校を建てる段になったら、もう一度その構想を見直すなり、そのときの環境、それから社会情勢、いろんなことを見直して、小学校のときにもう一度洗い直す。これなら話は分かるんですよ。

では、小学校は建てる予定ですよと言いながら、何のあれもなく、そこで区切っちゃって、敷地だけ狭くなるから3階建てにするんだと。それで費用がかかって、20億弱のものがかかるんだということに対して、それでいいのかどうかというのは非常に私、心配しています。

建設検討委員会、せっかくできたんですから、引き続き、設計その他のこれからのスケジューリングもありますから、それをやっちゃうとまた2年、3年とかかりますので、それは別としましても、引き続き、そういった検討委員会がせっかくできたんですから、そういう組織が。その組織の中で、じゃ小学校について今後、じゃ煮詰めていきましょうと。その建築時期はまた財政状況を見なきゃなりませんので、ある程度は遅れたりなんかするんでしょうが、全体図は示してもらわないと我々議会としては、なかなかそれが、はい、いいですよというわけにはいなくなるんじゃないかと。だからその辺のところ、これからどういうふうなスケジュールになるか分かりませんが、やはり小学校、中学校というトータルの中で物を考えていただいたほうが私はいいと思っています。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

小学校の建設につきましては、こちらのほう、やはり町の全体的な構想、そういったものも必要になってくるというふうに考えてございます。

一番最初の基本構想の中でも、やはり財政的な問題もあって、小中学校を一緒に建てるのが困難だという形の方向性から、このような中学校建設という形になってございますので、町の全体的なそういった公共施設の管理総合計画、そういった部分も含めた中で、今後十分に検討していく必要があるのかなというふうに考え

てございます。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 通告はしていたのですが、簡単なものでありますから、この設計の中には設計管理、いわゆる管理料も含んでいるんですか。これ6,300万ですから相当な金額です。そのことが一つと、それからもう一つは、屋上にいわゆる、何ていうんですか、今の太陽光発電ですか、そういうものを造って、少しでも気温温暖化にというふうな、そういうものは計画の中にはないんでありますか。その2つ。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

管理料につきましては、建築になってからの費用になってきますので、今回の設計委託料につきましては、建物に関する実施設計委託と、あとは敷地の造成関係ですね、そういったものの実施設計の2本の分の費用になってございます。

それから、太陽光につきましては、太陽光のパネルを屋根のほうに乗せる計画はしてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「太陽光、計画しているという今、ということですか。分かりました」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款4項浅川町学校給食センター費について、110ページから111ページ。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款5項あさかわこども園費について、112ページから117ページまで。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 2つ伺いたいと思います。

1つはこども園に関してですけれども、こども園で陽性者が出た場合ですね、感染拡大のためにはなるべく早く休園にしたほうがいい。でも、そうすると、多くの働いている保護者が困ることになります。この難問に対して、町は現在どういうふうに対応しているのか、1つ目として伺いたいと思います。

それから2つ目なんですけれども、他の自治体では、保育に関わって、子供たちの紙おむつ、これを園で処分するのではなくて、保護者に持って帰らせるというところがあるそうなんですけれども、あさかわこども園ではどのようにされているのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 1点目につきましては、私よりお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり難しい問題でありまして、現在は対応ができていないのが現状です。

都会ですと、休園に伴ってベビーシッターに子供を預ける保護者が急増しているということですが、これは利用料金がかかったり、また浅川町でそれをやる方が、有資格者がいらっしゃるのかという、そういう課題も

あるかと思っております。

この問題につきましては、保護者が安心して休める小学校休業等対応助成金制度の改善も必要であると感じております。つまり、勤務先にこの制度の利用を義務づけたり、個人申請をしやすくしたり、また手続を簡素化するなど、制度自体の改善が現在課題になっているかと思われまます。

また、感染流行時に休園をしないと、風邪の症状があっても園に預けてしまうといった、そういう実態も実際にあると聞いております。子供から保育士が感染してしまいますと、こども園そのものが回らなくなってしまふという事態も起きてしまいます。そうなれば、これは大きな問題です。

そうした様々な課題がありますので、現状としては、休園になった際には保護者の皆様にもご協力をいただくしかないのかなというふうに思っております。

以上です。

2点目は、課長より答えさせます。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

紙おむつの持ち帰りなのですが、あさかわこども園につきましても、紙おむつにつきましては各家庭に持ち返っていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目ですけれども、これ具体的に、休園にする基準というのはどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

それから2点目ですけれども、びっくりしました。子供が使った紙おむつ、汚れた紙おむつを保育の先生が何か袋か何かに入れて、子供が親が迎えに来るまで取っておいて、それを保護者に持って帰らせると。こういうことを浅川町でもやっているということなんですね。不衛生極まりないと思いますよ。何のためにそういうことをやるんですか。ゴミ袋代がもったいないからやるんですか。

私は、このコロナが広がっているときは、ますますこういう不衛生なことは即刻やめるべきだと。町長、子育て支援って、こういう身近なところからできるんじゃないですか。即刻改めるという必要があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、一応考えを伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、本当に保護者さんたちには、このコロナ感染症に大変、本当にご迷惑をかけているのは、本当に胸が痛い思いであります。

やはり一番は、感染を防ぐためには本当に休園が一番だと思っております。それで、今おむつの件が出ました。これは、早急に検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） まず1点目の基準についてですが、これは文科省から出ております小中学校の臨時休業を行うためのガイドラインですね、これに沿って、それに準じてこども園についても行うということで考え

ております。

ただ、今回は小学校を休校にしましたので、その小学生の兄弟がこども園と中学校にもいるということで、それで小学校の休校に合わせてこども園につきましても休園とさせていただきました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 上野信直君。

○9番（上野信直君） その休園の措置というのは、そのガイドラインに沿って基本的にはやるということなんでしょうね。それは分かりました。

2点目の紙おむつのやつ、早急に検討させていただくという答えだったんですけども、まず町長、こういう実態分かっていましたか。私、今初めて聞いてびっくりしたんですけども。分かっていたのかどうか。

それから、何で持ち帰らせているのか、その理由を伺いたい。

それから、これは検討の余地はない。それは園で処分するのが当たり前じゃないですか、こんなの。そういうふうにしますというふうにお答えをいただきたいと思うんですが、町長。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 大変申し訳ありませんが、私、おむつの持ち帰りは今初めて知りました。申し訳ないと思っています。

それで、今本当に、即刻やめさせる方向でいきたいと思っております。

なお、担当課にもちょっと答弁させていただきます。できるか、できないか。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） おむつの持ち帰りにつきましては、確かに他町村のほうでも同じような事例が複数ございます。持ち帰りに当たりますと、こども園の子供たちのトイレの中に、それぞれ通気口がついておりますトイレのおむつ専用のボックスを設置してございます。そういったこともありまして、衛生上きちんと管理できるような体制を整えた上で、お持ち帰りをお願いしているという状況になってございます。

こども園のほうで処理するということにつきましては、なかなかごみの処分の関係もございます。20人、30人、40人ほどのおむつを結局ごみの収集が毎日来るという形ではございませんので、そういった部分もございまして、その管理、何十人分もの管理という部分もなかなか現実的に難しいという部分もございまして、なかなか難しい状況になっているということもございまして、そういった部分もありまして、これは大きな検討事項の中の一つだなというふうには認識してございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款6項社会教育費について、118ページから123ページ。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 公民館費に関してなんですけど、以前でも申し上げたことあるんですけども、ある程度の年配の方から、今の時世、パソコンが使えるようになりたいので、以前やったようなパソコン教室を町でもやってもえないかという声があります。これについてどのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 社会教育課長、生田目源寿君。

○社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

以前から、議員おただしのとおり、この件につきましては、公民館も検討してきたと聞いております。今年度もこの件、検討したんですけれども、まずパソコン教室なんですけれども、備品にてパソコンをある程度の数そろえなければならぬと思います。それで、受講生の方、希望者の方ですね、自分のパソコンを持込みでもいいんじゃないかという議論にもなったんですけれども、これ実は、他町村、聞いてみました。そうしたら、講師の先生頼むわけなんですけれども、みんなばらばらの機種持ってくると、講師の方が大変苦労して、ほかの公民館では途中でその教室終わっちゃったところもあるそうなんです。

公民館内で議論したんですけれども、こちらの考えとしましては、毎月出しています広報あさかわ、こちらに1ページないし2ページで公民館だよりがあります。ページが確保してあります。パソコンの操作等難しい方は、ノートパソコンだと思うんですけれども、公民館に持ち込んでいただいて、職員でもたけている者はおりますので、個別で対応したらどうかと思っております。周知をして個別で対応すると。

それと、関連なんですけれども、来年度も各種教室は行います。その中でスマホの教室を考えています、高齢者の。これ、なぜかといいますと、今コロナ禍で、まん防の間は公民館使わなかったんですけれども、まん防前とまん防後もそうなんですけれども、高齢者の方もガラケーから今スマホに移行しつつあります。よくうちら職員なんですけれども、スマホの操作聞かれるんです。なので、これを思いまして、携帯会社の方とも話しまして、来年度スマホ教室を考えております。

以上です。

〔「はい、分かりました」の声あり〕

○議長（水野秀一君） いいですか。

〔「はい」「それはいいな」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款7項保健体育費について、124ページから127ページ。

ありませんか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） これは、ちょっと教えていただきたくて質問させてもらうんですけれども、10款7項の1目18節ですか、そこに町体育協会助成金499万、これはあれですよ、多分説明のときにロードレースとかふくしま駅伝等に使用されるって聞いたんですが、それでよろしいんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 社会教育課長、生田目源寿君。

○社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

このおただしにつきましては、6月のロードレース大会、11月のふましま駅伝が大体の予算となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

木田治喜君。

○4番（木田治喜君） それで、これは実態が分からないので、私も何かお聞きするのちよっとあれのところ

もあるんですが、ある方に聞いたら、中学生さんだと、いわゆる本格的なランニングシューズといいですかね、それが無いんだと。それで、陸上部があって陸上部へ入っている方になるんだらば大体の方はお持ちなんでしょうけれども、そうじゃない、我々の時代もそうだったんですが、違うクラブに入っていて足が速いからおまえ出ろみたいなどころがあって、そういうんで多分選ばれている方も中にはいるのかいないのか、その実態がちょっと分からないので私も聞くにもちょっとあれがあるんですけども、そのランニングシューズ持っていない方にとっては、そのランニングシューズを買うことが非常に負担であると。それでその1回で終わるんだというようなことが話、ちらっと聞いたことがあるんですが、義務教育の観点という、それには高校生も大学生も社会人もいるので、同じように支援しなきゃならない部分はあるのかもしれませんが、義務教育の中にいる中学生の子たちに対して、そういった支援が、シューズのですね、そういった支援ができるのかできないのか、考える余地があるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（水野秀一君） 社会教育課長、生田目源寿君。

○社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

昨年も11月にふくしま駅伝、浅川町チーム大健闘いたしました。中学生からメンバーになっております。高校生は陸上部に所属している学生をお願いして走っていただきました。中学生は特設陸上部しかございません。常設の陸上部はございません。ですので、学校の体育の先生からお願いして、この方とこの人と、こういうことで走ってもらったんですけども、うちのほうとすれば一式貸与はしております。ユニホーム、ブレーカーとジャンパー等なんですけれども、確かにおっしゃるとおり靴ですね、これも私もちりり保護者から聞いてはございます。靴もやはりいい靴じゃないと、シューズじゃないと速くならないとか、そういうのもあるんだかもしれないんですけども、これはあくまでも体協の予算ですので、ここから支出することになりますので、以降でございます、開催が予定されています体育協会の理事会でこの件はお伝えして、その中でもんでいただくようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 今課長さんからあったとおり、今ランニングシューズといっても昔とあれと違いましてね、シューズによっては結構速く走れたり走れないのも、厚底というのはあるんですが、これも慣れないと走りづらいというところもあるのかもしれませんが。

片側では、おまえ出ろと言われて出て、それでちょっとそういった費用に対しては、ちょっと大変なんですよという声もちらちらと聞こえるところもありますので、ぜひその辺も、多分に駅伝終わったら何もその靴は履かないで、そのまま駄箱の中に入っちゃうみたいなどころもあるのかもしれませんが、ぜひともその辺の支援も今課長から言われたとおり、ちょっと検討していただいで、いい方向に向かっていただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 124ページの報償費の中の7項のスポーツ推進委員バレーボール大会賞品代とあるんで

すね、これ。金額は2万6,000円ぐらいですけども。その前に、上に報償費でスポーツ推進委員報償費というのは88万4,000円、これ出ていますよね。この方は町からこのお金をもらっているんですよね、この方、町から。そして、その方らがスポーツ推進委員杯バレーボール大会というのをやっているんですか。これ名前だけなんですか。だったら、これはもう公民館大会でいいんじゃないですか。

これ、勘違いしちゃうんじゃないかなと。俺、これちょっとどこかの部落の女の人らに言われたんですけども、スポーツ推進の方は金出してやっているわけじゃないんじゃないかいということを言われていましたんで、ちょっとこれ、館長に聞きたいと思います。

○議長（水野秀一君） 社会教育課長、生田目源寿君。

○社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

これも歴史が長い大会かと思われませんが、まずおさらいしますと、1の報酬はスポーツ推進員の方々に対する報酬です。5万2,000円掛ける17人ということで88万4,000円となっています。おただしの7報償費の一番下、スポーツ推進員杯バレーボール大会賞品代2万6,000円となっています。推進員杯のバレーボールにつきましては、毎年12月の第1日曜日に行っております。

実は、細かい話なんですけれども、町でも賞品代は2万6,000円支出、計上になっていますけれども、推進員でもお金、実は出しています。というのは、今年度もコロナ禍で開催しなかったんですけども、総合文化祭のときに、さんぎょうまつり、総合文化祭とやりますが、公民館の駐車場で、ご存じかと思いますが、推進の人たち餅ついて餅売っているんですね。その売上金はスポーツ推進員杯のこのバレーボール大会につぎ込んでいるということになっております。

おただしのこの名称なんですけれども、こちらにつきましてはよく検討したいと思います。今までずっとこれできちゃったものですから、改めてそれは検討したいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 今ここにいる人、初めて分かりました。これは、聞けば、今みたいな感じで課長に言われれば、全くそうなんだと。結局、推進員の方があそこで文化祭のときに餅ついて売って、その売上げの一部を入れて、そういうスポーツの方の大会に使われているんだということ。それ言われると、使うなということはいえないし、でも意見、こういうこともあったということです。いや、私はちょっと言われたから言っただけなんですけど、そういうことを分かんないで、ただ2万6,000円の負担ということになれば、これはまた別の問題かなと思ったから言っただけで。その辺は館長の自己判断でひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費について、128ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、11款2項公共土木施設災害復旧費について、129ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、12款1項公債費について、130ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、13款1項普通財産取得費について、131ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、14款1項予備費について、132ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

角田勝君。

○10番（角田 勝君） ここに載っていないので通告はしてきました。というのは、今年の資料を見ておどろいたのですが、実施計画の新規事業の最後に震災対策農業整備施設新規事業ということで600万、国庫補助、農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に伴い、防災重点用ため池に指定されているため池の耐震調査が必須となったため、こういうふうに提起をされています。

振興計画の中にも年次計画に出されています。そういうふうには明確に今年やるんだというふうには、しかも災害の関係で耐震調査が必須と、こういうふうになっているんですね。そういう事業が漏れているんですね。これはどういうことかなと思って私、そちこち見たんですけども載っていないんですね。振興計画にも載っているんですよ。あるいは、この新しい今年の計画の主な予算の中に、現行の中で新規事業ということで載っているんです。なぜ、こういう欠落したんですか。それとも、必要ないというふうには言われないと思います。国・県の総事業ですから。耐震調査が必須となっている。必ず須という、必須。非常にこれ必要なんだという、こういうふうには言われているんですけども、なぜ抜けているんですか、お伺いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政商工課課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、ご説明いたします。

こちら、振興計画作成の時点では、令和4年度以降もこの調査のほう行われるということで説明を受けておりました。しかし、11月末に県のほうから指示が来まして、県のほうの事業ですが、これが財源は国の補助金となっております。国のほうの補助金がなくなってしまったと。そのため、県のほうは令和3年の補正と令和4年の当初予算について、この事業分は予算確保のめどが立たないため行わないということで指示が来しました。県のほうで行わないということですので、町のほうでももちろん計上はされておられません。

ただ、県のほうから、尚書きなのですが、全てのため池の調査が終わったわけではないので、残りのため池の調査については、今後県営事業での取組を含めて検討していきますということで、今後県の単独事業としてやるようになっていくのかなと思います。県のほうも今後検討していくということですので、その結果を受けて、補正予算なりで調査のほうを実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） それからすると、なぜその予算を編成した段階で、予算書を提案する前に、こういう計画を町ではこっちの書類にもこっちの書類にも載つけたけれども、こうなんだというふうになぜ説明しない

んですか、これ。私も計画書だの振興計画だのいろいろそっちこっち見たんです。どこにもないんでね。けれども、この見直しというか、実施計画の新規事業というところにもちゃんと載っかっている。それから第5次振興計画の変更の中にも載っかっている。これはやっぱり町のほうの手落ちでしょう。提案するとき、片方の書類にはですよ、これみんな公的な書類だからね、こういう書類にはもう必須としてやっているんだということを書かれているんですよ。しかし、ない。

しかし、今聞くとね、農政商工課長が今言われたように、国のあれがなくなっちゃったと。県では、まあしようがないから、しようがないからでしょうね。結局、単独で調査をやっていくというようなことを今後進めたいというふうなことを方針として出されたということなんで。

これはやっぱりね、その辺は、何も私、怒っているんじゃないくて、こういうふうな変更とかなくなっちゃったというようなことの経過については、これはやっぱり事前に、この議案の調整のときに、予算書からは除いたんだと、しかし、こっちの公文書では入っていますと、これこれこういう理由からだというふうに、やっぱりこれは説明しなくちゃならないと思うんです。これから、ひとつ町長、これやっぱりこういうことのないように進めてほしいと、こう思うんですけども、町長、どうです。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 全く10番議員が言ったとおりでございます。

今後、事前に説明をするようにやっていきたいと思っております。誠に申し訳ありませんでした。

〔「はい、了解」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、金成英起君。

○11番（金成英起君） 令和4年度浅川町一般会計予算に対する賛成討論を申し上げます。

我が町の最大の課題は、人口の減少をいかに和らげていくかであります。このためには、若い人たちが住みやすい、子育てしやすい町づくりを進めなければなりません。その点、本予算は新規事業を取り入れながら子育て支援をはじめ、福祉、農業、商業、工業、若者の定住に充実した支援を図っている。厳しい財政状況の中、財源を計画的に、また重点的に配分された予算だと思っております。

厳しい財政の中ではありますが、町民の最大の不安であります新型コロナウイルス対策にしっかり取り組んでいただきたい。国の対応が不透明な中、困難な事業になると思いますが、町民の住みよい町づくりのため、全力で取り組んでいただきたいと思います。

最後をお願いを申し上げて、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 10番です。共産党議員団を代表して、本案に賛成の討論を申し上げます。

本予算には、浅川中学校建設のための実施設計予算が盛り込まれました。基本設計について議会でも活発な議論がなされましたが、やはり専門家を交えた検討委員会の案が妥当だろうと判断します。現在の校舎は、言わば危険校舎です。早くきれいな学校にしてほしいという生徒の意見も大切に、計画どおり改築事業を進めていただきたいと思います。

また、本予算にはグループホームの予算が計上されました。様々な論議がありました。以前あったグループホームが水害で撤退してから、認知症の家族を抱える方々は、新たなグループホームができることを強く望んでいます。建設の予算といっても、県からの補助金をグループホーム側に回すだけで、町の負担は少ないわけであります。ですから、円滑に開所できるよう町の協力を求めたいと思います。本予算により染小貫線の道路改良工事が完成します。長年の懸案事項が解決し、しかも辺地債という、僻地債という町の負担が軽くなる制度ができることを評価したいと思います。

また、この予算には、道路維持補修員を現在の3名から2名増やして5名にする予算が取り組まれました。ぜひ募集の段階でも多くの方が応募していただくように、いろいろ工夫していただきたいと思います。私たちが前々から求めていたことですが、新年度は、道路の草刈りなどが以前よりも適切になされることを期待したいと思います。

さらに、重度心身障がい者の医療費のひとり親家庭の医療費を現物給付化する予算が盛り込まれました。お金の心配はしないで医者に診てもらえるようになります。これも私たちが前々から求めていたことであり、福祉の前進だと評価します。高齢者の助成も1枚500円から580万円に、ささやかですが増額されました。総じて公約どおり、福祉や教育は後退させない予算だと思います。

今後、子育て支援としての学校給食費の全額助成を一日も早く実現してほしい。今朝の新聞でも、中島村が給食費の全額助成をするという記事が載っておりました。管内の古殿町はもう数年前から全額助成をしております。

浅川町最大の課題である人口減少の抑制につなげることを、これらの教育と福祉を後退させない、前進させる、こういうものを基礎として強く求めたいと思います。

なお、この予算中、石川地方生活環境施設組合の浅川町の負担割合については、議案審議で指摘したとおり、問題があると考えます。次に見直し機会が来たときには、ぜひ我々の意見を考慮していただきたいと思います。

今年度、最終処分場の施設の今後の見通し等について、その測量がなされます。それが終われば、この次は、浅川町にあの最終処分場を造らなくてはならない場所を町が選定して、その用に供しなくてはならないと思います。これらの準備も今後、町としての大きな課題になるだろうと思います。

最後に、この間、浅川町で新型コロナウイルスの感染爆発が起きました。町が県と緊密に連絡を取り合って対応しても、広がることを抑え切れなかった感染力が今のコロナの恐ろしさだと痛感します。ただ、感染拡大

に至った要因は幾つか考えられ、それらについては改めたということでした。要因をさらに徹底的に洗い出して、議会でも論議になった情報の出し方や、様々な点で今後感染爆発などが起きないようにすることを強く求めたいと思います。

本予算には、コロナから町民を守るためのワクチン3回目の予算が計上されています。高齢者の3回目の接種はほぼ終わりました、管内でも一番先にやられたというふうに考えています。どうぞ、このワクチンの接種もこれからの大きな課題であります。もちろん、国・県がきちんとワクチンを供給することや、PCRの検査を誰でも無料でどこでもできるような、そういうものにしていくことが最も求められているのでありますが、関係自治体、特に浅川町でも今までの教訓を生かして、ワクチンの接種になお一層努力をしていただきたいというふうに思います。

関係職員が本当に休日を返上したり、様々な方々と力を合わせてあの接種を町民体育館でやったあの作業は、まさにスムーズで立派な仕事をしたというふうに私どもは深く感謝を申し上げます。

以上申しまして、賛成討論といたします。

終わり。

〔「ありがとうございました」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、原案の反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、議案第15号 令和4年度浅川町一般会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 4時50分